

令和元年9月3日

令和元年第3回岬町議会定例会

第1日会議録

令和元年第3回（9月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和元年9月3日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 14名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	教育次長兼指導課長	澤 憲 一
副 町 長 中口 守可	会計管理者	福井 智淑
副 町 長 松岡 裕二	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司
教 育 長 笠間 光弘	総務部理事 兼財政改革部理事	栗山 茂雄
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼財政推進担当課長	川端 慎也	総務部理事兼 企画地方創生課長
総 務 部 長 西 啓介	財政改革部理事 兼 税 務 課 長	阪本 隆
財政改革部長	相馬 進祐	しあわせ創造部 理事兼住民課長
しあわせ創造部長	松井 清幸	都市整備部長
都市整備部長	家永 淳	都市整備部理事 兼産業観光促進課長
まちづくり戦略室 危機管理監	竹下 雅樹	吉田 一誠

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和元年9月3日から25日(23日)

○会議録署名議員

5番 坂原正勝 6番 反保多喜男

---

議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年第3回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○奥野 学議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。5番坂原正勝君、6番反保多喜男君、以上の2名の方をお願いします。

---

○奥野 学議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月3日から9月25日までの23日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月3日から9月25日までの23日間と決定しました。

これより本日の会議を開きます。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和元年第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の定例会には、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

初めに、先月末に発生した九州北部地域での記録的な大雨の影響により、福岡県、佐賀県、長崎県を中心に河川の氾濫や土砂崩れ、道路の冠水、浸水被害など広範囲で多くの被害が発生しております。

被害により尊い命を失われた方、また住みなれた家や貴重な財産を失われた方など、被害に遭われた皆様に哀悼の意を表し、心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます

本町としましても、いつ起こるか予測できない災害に対し、常時から関係機関と連携を図り、住民の生命と身体、財産を守るため危機管理体制の強化に引き続き尽力してまいります。

さて、9月に入り少し過ごしやすい日々が増えてまいりました。先月末にはラグビーワールドカップ2019大会の日本代表選手として、本町出身の茂野海人選手の選出が決定されました。本町では、まち全体で盛り上がりを共有できるよう、応援イベントも企画しております。

本町で生まれ育ち、練習を積み重ねた選手が日本の代表として世界を舞台に活躍されることは、岬町民として非常に誇らしく思います。

本町としましては、今後も世界を舞台に活躍できる人材を多く輩出できるよう、まちの将来を担う次世代への投資を継続してまいります。

現在、みさき公園の今後の運営についての問題や人口減少、少子高齢化問題など、交流人口、定住人口を増やすための施策に取り組んでいる本町にとって重要な課題が存在しております。

このような状況のもと、子どもたちの将来を見据えた本町の持続的な発展を目指す必要があると考えており、その実現には議会の皆様、並びに住民の皆様のご協力が必要不可欠でございます。

今後も目の前の課題に対し、職員一丸となって全身全霊で取り組んでまいりますので、皆様におかれましても引き続きのご支援、ご協力のほど、改めましてお願い申し上げます。

さて、今定例会にご提案申し上げます議案につきましては、令和元年度岬町一般会計補正予算（第3次）に係る専決処分の承認についてなど、専決処分の承認についてが2件、令和元年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてなど、補正予算についてが4件、令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）に係る工事請負契約の締結についてなど、事件案件が2件、消費税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてなど、条例の制定についてが3件、岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてなど、条例の一部改正についてが3件、岬町教育委員会委員の任命についてなど、人事案件についてが5件、平成30年度岬町一般会計決算の認定についてなど、決算認定についてが10件、平成30年度岬町健全化判断比率の報告についてなど、報告についてが4件、以上、議案19件、認定10件、報告4件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○奥野 学議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

---

○奥野 学議長 日程第3、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。

初めに、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 和田勝弘です。令和元年9月3日、議長の許可を得ましたので一般質問をいたしますが、先月の九州北部地方、特に佐賀県大町町においては、大雨、豪雨により河川の氾濫で家屋は浸水し、大きな被害を受け大惨事になっておりますが、犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。また、一日も早い復興をお祈りいたします。

では、1点目から質問をいたします。

1点目の関西電力多奈川発電所の跡地について質問をいたします。

関西電力多奈川発電所は、昭和31年の第1号機運転開始以来、今日まで約60年間岬町に貢献をいただきました。関西電力にはこれまでの地域の貢献に感謝し、改めてお礼を申し上げたいと思います。

残念ながら、多奈川発電所は施設の老朽化もあり平成13年に廃止され、跡地については企業誘致が行われていると聞いております。

そこで、多奈川発電所跡地の企業誘致につきまして進捗状況をお願いしたいと思います。

企業誘致の協議が進められていると報告を受けていますが、どのような事業者と協議が進められているか、名前を公表できるのであればお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

関西電力からは複数の事業者と協議を進めているが、相手事業者とは秘密保持契約を締結しており、事業者名等については現時点では公表することはできないと聞いております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 事業者名は公表できないということですが、どのような業種とかの公表もいただけないか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

具体的な業態を明らかにすることはできませんが、いずれも製造業者であると聞いております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 関西電力は相手側に土地を処分されるのか、貸すのか、どちらで考えているのでしょうか。よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

関西電力からは分譲賃貸のどちらでも応じると聞いておりますが、現在、協議を進めている事

業者とは土地の分譲で協議を進めていると聞いております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 9月議会で多奈川発電所跡地に整備された道路の町道認定の議案が提出されています。この道路については企業誘致の関係で整備されたものと聞いておりますが、今回の整備で道路整備は完了となるのでしょうか。答えていただきたい。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

関西電力からは、企業誘致の進捗状況に応じて道路整備を進めていくと報告を受けております。

今後、進出事業者との協議が進めば、今回認定をいただく予定の道路、町道を延長して整備していくことになるかと認識しております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 多奈川発電所跡地への企業誘致については、住民の皆さんの関心も高いところがあります。

いづろ事業名等の詳細を公表いただけるのか、もう一度お尋ねをいたします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 相手のあることでございますので、いづろとは明確にお答えすることはできませんが、関西電力から報告があれば、速やかに議会へも報告をさせていただきたいと考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 相手のあることですので、公表にはタイミングがあることは理解しますが、町にとっては大きな案件でありますので、できるだけ速やかに、また詳しく報告をいただくことを要望させていただきます。

また、企業誘致に当たっては地域の発展、貢献につながる企業の誘致を進めていただくようお願いしておきます。

次のまちづくりを進めることは大切なことと思いますが、発電所の廃止により町の財政にどれだけの影響があるのかお聞きしたい。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ただいまのご質問は多奈川第二発電所の件かと認識いたしますが、発電所が廃止されますと、償却資産税が施設が撤去されますと建物の固定資産税がそれぞれ減額となってまいります。

個別の事業者の税収を公表することはできませんが、1億円以上の税収が減収になると見込まれております。

ただ、減収分につきましては、理論上、地方交付税で4分の3が補填されることとなっております。

施設の廃止に伴いまして、一時的に減収とはなりますが、新たな土地の活用により、企業誘致が行われることになり税収は増加し、雇用の場も確保されることになると考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 廃止の決定は関西電力が行うと思いますが、いつごろ廃止される予定と聞いているのでしょうか。

また、施設の撤去はいつ行われるのでしょうか。答弁を聞きたい。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

関西電力からは、町や地元の意向も十分に伺い決定すると聞いておりますが、いつ廃止するということにつきましては、現時点で決まっていないと聞いております。

また、施設の撤去につきましては、発電所の廃止が決定されれば施設撤去に向けた準備に入ると聞いており、また施設の撤去には数年の期間が必要とも聞いております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 発電所の廃止は本町の財政に大きな影響を及ぼすこととなりますが、このまま使われない施設が放置されることは地域の発展のために好ましくないと考えています。

跡地を活用して企業誘致が行われれば、税収だけでなく雇用の場も確保され、地域の発展に貢献すると思います。

第二発電所についても地域の発展につながる企業誘致を要望して、この質問を終わらせていただきます。

次に、深日ロータリーの冠水対策について質問をいたします。

昨年9月の定例会でも質問しましたが、昨年7月の豪雨により深日ロータリーなど府道752号線を初め、町道の冠水などにより向出地区、門前地区、陸出地区などの深日地域において浸水被害が発生しました。

冠水の要因について質問したところ、大川の増水により南海橋付近の水位が上昇したことなどが原因であるとの回答がありました。

また、その対策として町長の長年にわたる要望により、大阪府が大川の改修事業を進めているとのことでした。

今回は、その後の進捗状況についてお尋ねしますので、簡潔に答弁をお願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 和田議員のご質問にお答えいたします。



深日ロータリーの冠水対策に関するご質問でございますが、昨年度の9月議会でも同様のご質問をいただきまして、その対策といたしましては、大阪府による大川の河川改修計画のことを説明させていただきました。

本質問の端緒となりました昨年7月の豪雨は、まれに見る非常に強い雨が降り続いたもので、本町におきましても道路河川などに近年にない災害をもたらしております。

改めて、この改修計画の概要を説明させていただきますと、改修範囲につきましては、南海橋の上流約340メートルから下流約260メートルまでの約600メートルの区間で、河川幅の拡幅や河床の掘削を行うものでございます。

この改修により南海橋付近から宮下橋付近にかけて流下能力が大きくなり、河川の流れや付近水路からの雨水の流入がスムーズになることにより、南海橋付近の浸水被害等が改善されると聞いております。

議員ご質問の改修計画の進捗状況でございますが、昨年度の9月議会では、測量業務や設計業務などを進めているところであると説明させていただいており、その後、用地の境界明示に伴う地権者への説明会などを大阪府とともに行っております。

今年度につきましては、現在、用地の境界明示を行っているところでございまして、境界確定後、所要の経路を経て、来年度以降になると考えられますが、用地買収等を進めていく予定であるとのことです。

また、工事の着手につきましては、用地買収などが完了後に着手予定と聞いております。

一方、大川の維持管理面における対策といたしまして、宮下橋から南海橋付近にかけ現地調査による土砂の堆積状況の確認後、今年度の秋以降の予定であると聞いておりますが、堆積土砂等の浚渫を実施する予定とのことでございます。

今後も気象の変動などにより豪雨災害等の発生が懸念されますが、今後も大阪府と十分に連携をとりながら、大川への対策を進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 河川幅の拡幅や川底の掘削を行うとのことですが、どれくらい拡幅されるのか、また、どれくらい掘り下げるのか、大阪府の事業のため、はっきりとは言えないと思いますが、わかる範囲で答弁をお願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 お答えいたします。

改修区間内の標準的な断面に基づき拡幅幅を平均値で答えさせていただきますと、約2.1メートル広がることとなります。

また、河床につきましても、改修区間内の標準的な断面によりまして、浅いところでは40セ

ンチメートル程度、深いところでは70センチメートル程度掘り下げる計画になってございます。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 大川の河川改修計画の進捗状況もよくわかりました。

近年は、豪雨による災害がよく発生しています。安全で安心な住民生活を早期に確保するため、長年にわたり田代町長が要望されていますが、災害はいつ起きるかもわかりません。

大阪府とよく連携をとって大川の河川改修事業を早く進めていただくよう、よろしく願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、第二阪和国道孝子ランプの信号に係る進捗について、先般6月の定例会で第二阪和国道孝子ランプの信号機の設置について質問をしました。

このときは、町長名並びに孝子自治区長会から泉南警察署宛に信号機の設置要望書を提出し、泉南署は大阪府本部に予算要求を行いました。が予算がつかなかったとの回答がありましたが、また、今後の取り組みについては信号機の設置できるよう、大阪府と相談しながら引き続き要望していくと聞きました。

その後の信号機の設置に関する情報など、進捗状況を伺いたい。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 和田議員のご質問にお答えいたします。

さきの6月議会におきまして、和田議員から第二阪和国道の孝子ランプの信号機に係る取り組みについてという同様のご質問をいただき、昨年は岬町長名で泉南警察署長宛に、また孝子自治区長会様から泉南警察署長宛に信号機設置の要望書を提出し、それを受け、泉南警察署が大阪府警察本部に平成31年度の予算要求を行ったこと。しかしながら、大阪府警察管内では要望が多数ある中、孝子ランプにつきましては通過交通量が少ないとの理由で予算がつかなかったことを説明させていただきました。

その上で、今後の取り組みにつきましては、昨今は交差点内の車両による交通事故も多く、大きな交通事故が発生する前に信号機を設置できるよう、大阪府と相談しながら、引き続き要望していくことを説明させていただいております。

この方針に従いまして、今後、予算要求時期を見据えながら、大阪府と相談の上、要望書の提出など要望活動を行ってまいります。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 地域住民の安全確保のため、何とか令和2年度に設置できるよう、引き続き信号機の設置に向けての要望活動をお願いいたしますが、最後に、田代町長に1点お聞きいたします。

住民からは、孝子ランプの信号機がないので危険とよく聞きます。町長名で信号機の設置に向けて要望活動されていると思いますが、令和2年度に設置できるようお願いしたいのですが、こ

れについて答弁をお聞きしたい。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

過去の内容については、今、部長のほうから要望等についての説明があったかと思えますけども、今年も、先ほど説明の中にありましたように、10月ないし11月ごろに要望時期となっておりますので、改めて要望書を提出して、来年度につくかどうかというのは相手のあることですから何とも言えませんが、できるだけ早いうちに信号機がつけられるよう努力をしたい、このように思っております。

先ほどの答弁の中にもありましたように、最近、交差点内の事故等が発生しておりますので、特にそういったことも警察課のほうに厳しく説明しながら要望活動をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この信号機の設置については、本当に難しいと思うのです。だから、町長、本当に頑張ってほしいのです。これ、10月、11月ってのんきなこと言っていたらなって私は思っているのです。

ですから、それまでにでも、やはり泉南署へ行っていただきたいと思うのですが、よろしく、町長の今、言っているように、要望に基づいて頑張ると言っていますので、よろしくお願いいたします。まして、今議会における私の一般質問を終わります。

○奥野 学議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

次に、道工晴久君。

○道工晴久議員 令和元年岬町議会第3回定例会において一般質問をさせていただきます。

日本経済も先の見えない不安定材料の多い中で、私たちの岬町議会も財政的にも住民の願いを形に変えていくことの難しさを感じるものであります。

このような状況の中でも、田代町長を先頭に全職員がしっかりと汗をかいている姿を本当に目の当たりに伺っております。

これからの1年は岬町にとって本当に正念場でありますので、今一度、一つ皆さんの力を出し合って頑張りたいと思います。行政と議会がしっかりと力を合わせて住民の願いを一つでも多く叶えていけるように努めていかなければならないと考えております。

このような思いの中で、事前に通告をいたしております3件について一般質問をさせていただきます。

1点目は、職員の適正配置であります。

今までの地方公務員の姿は、住民から問われれば、どんなことでも答えられるオールマイティ

一の研修を積んでまいりましたが、現代のように複雑多様化する地方行政は、専門的知識を持った職員の配置をしておかなければ対処できないと考えますが、職員配置の基本的な考え方をお伺いいたします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 ただいまの道工議員のご質問にお答えします。

本町の基本的な職員配置の考え方につきまして、ご説明させていただきます。

本町では、4月1日付の定期的な人事異動において重要施策の推進や各課における業務の進捗状況、職員の職歴と実績等を勘案しながら、限られた人員を最大限に活用できるよう総合的に検討を行い、職員配置を行っているところでございます。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 担当のほうから今、ご答弁ございましたけれども、ずっと見ておりますと、専門職の職員は当然その職場で長く勤務すると思えますけれども、一般職が、早ければ1年ぐらいで、短い人でしたら半年ぐらいで、平均して二、三年で異動している職員も多く見受けられますけれども、今後もこのような体制でいかれるのか。

今ありましたように、やはり重要施策を推進するという意味からも、なかなかそのような体制では仕事ができないのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 道工議員のご質問にお答えします。

本町におきましては、職員が在職する過程において複数の職場を経験することで、広く行政全般を把握し、専門的な知識を習得でき、壮年期においても経験が生かせるように、長期的に職員を育成する必要があると考えております。

本町職員におきましては、オールマイティー型といわれる総合職、また土木建築職や保健師、社会福祉士、保育士など、スペシャリスト型といわれる専門職に分類されております。

まず、総合職におきましては、在職する過程において複数の職場を経験することで、進捗管理能力、企画立案能力、渉外折衝等の技能を習得することが必要であると考えております。

次に、専門職につきましては、あらかじめ専門職としての技術の習得はなされてるところではございますが、業務遂行に当たってはさらなる技術向上が求められております。

これら総合職と専門職の両輪の歯車を合わせ、組織として住民サービスの向上につなげることができるよう努めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 いろんな思いの中で人事異動をやっておられると思います。その人がその職場で対応できない、そういうことがあったようですが。

私、よく耳にしますのは、今担当の者が出張しているとか、休んでいるとか、後刻またご連絡をさせていただきますということで窓口で対応している、こういうことはやはりいかんの違うかというような電話を何件かいただきました。

そういうことのないように、やはり、担当の課長なり部長が、担当職員がおらないのであれば対応できるように、きちんと職場内での仕事の分担等についてお願いをしておきたいと思います。これは要望にしておきます。

次に、窓口業務についてお伺いいたします。

全国的にも窓口業務を民間委託している市町村が多くなっておりますけれども、岬町として、業務委託をしていく考えがあるのかどうか。

また、アルバイト職員が1年更新という不安定な雇用となっておりますけれども、窓口業務も専門的な業務内容になっている向きもあり、民間に業務委託することによって専門性も図れるし、雇用安定も図れると思いますが、町の考え方を伺いたしたいと思います。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 ただいまの道工議員のご質問にお答えします。

窓口の民営化、業者委託の検討についてというところなのですが、過去から議会のほうでも何度かご質問いただいている件でございます。

各課の窓口業務もいろいろあるのですが、まずは住民課、住民の来庁者が一番多い住民課の窓口の業務委託の検討を始めようということで、住民課に調査依頼をしていたところ、今年の8月上旬ごろ、ある民間委託業者から事業提案を受けました。

事前に、住民課において業務委託の範囲の検討、業務量、業務内容の抽出などを行っていたので、概算ではありますが、見積額等の提示も受けました。

民間委託業者とのヒアリングの中で、窓口業務の委託に係る経費の大半が人件費ということで、その人件費にしても年々上昇しており、委託料も増大して、人材確保についても委託業者でさえも苦慮しているということでした。

また、住民課窓口業務全般の委託費用と、それと現行の臨時職員を含む現在の窓口体制の人件費を比較すると、約1.6倍程度の経費がかかることがわかりました。

加えて、住民課窓口業務におきましては、平成28年から改正されたマイナンバー制度やパスポートの発給事務など、さまざまな業務が複雑多様化しております。

また、住民課窓口は住民の方々の個人情報の情報漏えい等に特に細心の注意を払わなければならない部署でもあります。

個人情報に重責を伴う部署であるにもかかわらず、委託した場合には委託業者への直接の指揮命令ができず、万が一、委託業者がミスをした場合、職員がそれを引き継ぎ来庁者への事後対応

に当たる必要が生じるなど、委託が直ちに人員削減とはならず、ある程度の余剰人員も抱えないといけないということで、一定の課題も出てきたところでもあります。

民間委託に関しては、一旦軌道に乗れば各課の窓口業務の継続的な安定、維持向上が図れることや、ルーティンワークの負担軽減などの利点もあるものの、やはり経費負担がかなり大きく、民間委託への即時移行は本町では現在のところ困難であると考えております。

それから、臨時職員の雇用につきましてのご質問なのですが、現在臨時職員に関しては、その雇用は基本的には半年雇用、後の半期は延長、1年雇用という形になっております。

雇用手続きに関しては、4月から9月までの上半期雇用、特に支障がない場合は10月から3月までの下半期まで雇用延長しており、原則1年雇用という形をとっております。

臨時職員の扱いもいろいろ、これから会計年度任用職員という新しい制度ができましたので、臨時職員に関しましてもいろんな形で処遇改善等はされていく予定ではございます。

ただ、今のところ民間委託に関しましては、コストの関係で即時移行するのはちょっと難しいかなというようなところでございます。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 いろいろ課題もあるようですが、特に会計年度の任用職員制度が開始されるからこそ、民間委託を考えていかなければいけないのではないかと、私は考えます。

特に、私もいろんなところの調査もいたしました。大阪市の各区役所とか、近隣の自治体も調査をいたしましたけれども、行政がお調べになったような1.6倍ほどかかるというようなこともないようでございます。

今後、この件につきましては一つしっかりと調査をしていただいて、窓口業務の必要性、責任の重大さ、そういうことも十分考えた上で一つ、民間委託していけるような方向というものをお考えいただきたいということを強く要望してこの件については終わらせていただきます。

2点目は、通告では3点目になっておりますけれども、先に不良空き家の対策についてお伺いいたします。

6月議会でも多くの議員からいろいろ質問されておりましたが、直近の岬町判定のC、Dの件数、増えているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 道工議員のご質問にお答えいたします。

平成28年度に実施いたしました空き家実態調査の結果では、空き家の総数は1,192件となっております。

そのうち、今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、管理が行き届いておらず、損傷が激しいとされるC判定の空き家は315件、倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊

急度が極めて高いとされるD判定の空き家は14件でございます。

C判定、D判定への対応に関するご質問でございますが、さきの6月議会におきましても坂原議員から同様のご質問をいただいております、そのときの答弁を踏まえ、その後の対応状況についてお答えいたします。

まず、D判定につきましては、所有者に対して文書を送付するなど、対応中であった空き家8件のうち、この7月に1件が撤去されております。

残り7件につきましては、所有者宅への訪問、これは訪問を6件しておりますが、その訪問を初め、除却に関する補助制度の周知啓発などを行ってまいりました。

その結果、D判定14件のうち、撤去された空き家が4件、6月議会では2件と回答しております。

所有者が管理をしていると確認できた空き家が6件、同様に4件。引き続き対応が必要な空き家が4件、同様に8件となっております。

続きましてC判定でございますが、自治区等から情報の提供があったものを含めた件数につきましては、6月議会では34件とご説明いたしましたが、その後、情報提供が4件あり、現在38件でございます。

そのうち、所有者が管理をしていると確認できた空き家が21件、6月議会では20件。文書を送付するなどの対応中の空き家が17件。同様に14件となっております。

また、6月議会でC判定のうちD判定に近い状態のものであると説明いたしました約50件の空き家につきましては、正確にはA判定が1件、B判定が8件、これを含めて48件でございます。

これらは全て現地調査を完了し、新たにD判定に変更となったものはございませんでした。

今後も現地調査等の結果を踏まえ、引き続き適切に維持管理を行っていただくよう、啓発等に努めてまいります。

最後に実態調査後などに空き家になったと考えられる49件の空き家につきましては、3件ふえ、現在52件でございます。

この52件を担当課において判定したところ、A判定が2件、B判定が12件、C判定が27件、D判定が11件でございます。

対応状況といたしましては、所有者が管理をしていると確認できた空き家がA判定2件、B判定8件、C判定9件、D判定9件の合計28件。所有者と連絡を取るなど現在対応中の空き家が、A判定は0件、B判定4件、C判定18件、D判定2件の合計24件となっております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ありがとうございます。

なぜ不良空き家が多いかという、私のところへもたくさんの方からいろんなご意見がございました。

一日も早く使わない家だからつぶしたいというお話もございますけれども、現在、固定資産税が建坪によって違いますけれども、2分の1や3分の1の減免がされている。つぶしてしまえば元に戻ってしまう。この税金の件があつて、なかなかやれないのだということがございます。

せめて、町の指導によって解体していこう、また周辺の方々に迷惑がかかったらいかんということで、任意的に解体をしていただく方も含めて、解体してからでも5年や10年は減免措置をとっていただきたい、この点について担当のほうはいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

○奥野 学議長 財政改革部理事、阪本 隆君。

○阪本財政改革部理事 道工議員のご質問にお答えします。

固定資産税が上がるということでのご質問ですが、空き家の除却が進んでない状況につきましては、所有者それぞれのさまざまな要因があることと考えております。

また、住宅の除却後の土地に対する住宅用地特例規定が適用されることで、固定資産税が上がると言われていることも要因の一つと考えられます。

まず、住宅用地に対する課税標準の特例についてご説明をさせていただきます。

地方税法第349条の3の2におきまして、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例規定がございます。

土地の上に住宅用地として家屋を建築した場合、200平方メートル以下の住宅用地につきましては、小規模住宅用地としてその土地に係る課税標準額について価格の6分の1になります。

また、200平方メートルを超える住宅用地、例えば300平方メートルの住宅用地の場合には、200平方メートル分までは小規模住宅用地で、その土地にかかる課税標準額につきまして価格の6分の1となりまして、残り100平方メートル分が一般住宅用地となり、課税標準額について価格が3分の1となる特例措置がございます。

全国的にも空き家の除却後に固定資産税の減免の実施団体は少ないようですが、本町といたしましては、本年4月1日に施行いたしました岬町不良空家等除却工事補助金交付要綱に基づきまして、不良空き家を除却した当該土地に係る固定資産税につきましては、激変緩和措置として除却前の住宅用地特例規定を継続する状況にするため、来年度課税をめぐり減免措置に関する事務作業を現在進めておるところでございます。

岬町不良空家等除却工事補助金が交付されたもので、同要綱第3条第1項第3号に規定されております本町が賦課する税、及び税外収入金を滞納していない所有者を対象とすることで、より一層の不良空き家の除却の推進について後押しできるように検討を進めてまいりたいと考えております。



○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ぜひとも、今、ご答弁いただいたようなことで特例措置をやっていたいただきたい。

それと、PRの仕方にもありますけども、4月1日という日付の中で、その以前に町のほうから指導も受けておったけども、自分のところで3月中に解体してしまったとか、そういうような事例もございました。

遡及して減免措置をやっていただけるということも聞いておりますけども、今後もそういう形で、ぜひとも住民の方々に不利益にならないように一つお願いをいたしまして、この件について終わらせていただきます。

3点目は、みさき公園の今後についてであります。

本日も関係する方がたくさん傍聴にお越しいただいておりますけれども、まず、今まで岬町は観光についていろんな施策をしっかりとやっていたけども、この方針は変わっておらないのかどうか。

全員協議会で町長が言っているような話を聞きますと、どうもトーンダウンしているのと違うかなというように思うのですが、その辺をお伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

定住人口の減少が続いております本町におきまして、観光振興を柱といたしました交流人口の拡大につきましては、まちの活性化にとって重要な課題と考えております。

今後におきましても、まちづくり施策の柱として観光施策に取り組み、交流人口の拡大に努めていく必要があると認識しております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 交流人口の拡大、また、まちづくり施策の柱としてやっていくということをお聞かせいただきました。

全協でも話ございましたと思うのですが、まず、私、確認をしておきたいのは、町長は南海電鉄との約束で、みさき公園が閉園となれば、岬町に南海から無償で譲渡することになっているとおっしゃっていました。

このことについて間違いないのかどうか、単なる口約束なのか、公文書があるのか、その点についてお伺いいたします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

南海電鉄のみさき公園事業からの撤退の申し出に当たりましては、町はみさき公園が継続できるよう運営事業者を探すこと、将来にわたって公園を存続させるため、町に土地を譲渡すること

を求め、南海電鉄は町の意向を受けて公園用地を町の用地とすることを前提に運営事業者を探す努力をいただいております。

合意の文書を交わしたものではありませんが、双方の協議の結果を受けたものであり、事実、南海電鉄は公園用地を町の用地とすることを前提に、運営事業者を探しているところでございます。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今の話によると、単なる口約束だということしか聞き取れませんけども、南海の担当する方々の話では、南海はそんな約束は、無償譲渡とはしてない、譲渡はするけれども無償とは言うてないというようなこともちらほら聞きます。この問題はいずれははっきりしてくると思いますが。

まず、みさき公園の位置づけそのものを、やはり我々は再認識せないかんのと違うかな。

本当に、この問題が新聞紙上をにぎわしてから100件以上、私のほうにも電話もあり、直接お話に来られた方もございます。

ご承知のように、みさき公園は1957年に開園して、都市公園として約62年間にわたり多くの観光客でにぎわった総合遊園地であります。

約30ヘクタールもの広大な敷地で、多いときは年間80万人ぐらいが来ておられたと聞き及んでおります。岬町になくてはならない公園であります。

南海電鉄が公園事業から撤退するのであれば、南海電鉄だけに任せずに、岬町が先頭になって企業誘致などと同じように後継事業者を見つけていかなければならないと考えますが、町の考え方はいかがでしょうか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

みさき公園は、現在、町が開設しております都市公園ではございますが、現在は公園用地、施設を南海電鉄が所有しております。

町として当然できうる協力はさせていただくつもりではございますが、公園事業からの撤退を申し出たのは南海電鉄であり、施設の所有者として南海電鉄がまず責任を持って運営者を探すべきであると考えております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 当然、南海が後継事業者を探す、これは当たり前の話ですわ。岬町にとって、公園がなくなってしまったら本当に岬町のイメージが悪くなります。

岬町ってどこって聞かれても、わかってもらえない。あのみさき公園のあるところと言えば皆わかっているだけ。

これだけ多くの方に認められ、また、多くの方に来ていただいている公園を南海と業者のことだからということだけで町は終わってしまったらいかんと思います。

南海電鉄が公園事業を引き続いてやってくれると言って手を挙げている業者に無償譲渡する話もあるようにも聞いています。

南海電鉄の土地なのに、なぜ岬町は岬町に無償で譲渡してくれと、もともと岬町が南海に売ったのでしょうか。それをまた無償譲渡してくれと。

そして、その譲渡してもらった土地を業者に岬町貸しますよ、これは一体何のためにその必要性があるのか、お伺いをしたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

まず1点目の、無償譲渡の話があるのかということですが、南海電鉄は町との協議に基づきまして、公園用地を町の用地とすることを前提に運営事業者を探していただいております。

南海電鉄から、今回、運営に関心を持つ事業者があったが、土地所有を条件とされ、町が公園用地を所有する条件に合わない相手方に伝えたと報告は受けております。ただ、相手方と土地を譲渡する話があったという話は伺っておりません。

土地を所有する必要あるのかという点ですが。みさき公園は先ほども言いました町が開設する都市公園でございますので、今後も我々としては都市公園としての位置づけをしてまいりたいと考えております。しかしながら、現在の公園用地は南海電鉄が所有している状況でございます。

先ほどもご紹介ありましたが、かつて公園用地のそのほとんどは町名義の土地でありましたが、公園事業を行うこと、そして第三者に用地を譲渡しないことを条件として、南海電鉄に町が土地を譲渡したという経過がございます。

平成19年の大阪ゴルフ場の都市公園の見直しに当たりまして、借地公園でありましたが、地権者の南海電鉄の強い意向があり、借地契約を解除して都市公園を外すという経過がございます。

民間事業者が土地を所有された場合、公園経営がうまくいかずビジネスライクに判断され、借地契約を解除される可能性もあり、借地契約が解除されれば都市公園は廃止され、住民の方が利用できなくなる恐れがございます。

将来にわたって公園機能を維持するためには、公園開設者である町が土地を所有する必要があると認識しているところでございます。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 当然、事業を展開しようという業者は、これから何億も何十億ものお金を投下して事業展開をやっていかなければいけないわけですよ。あのような形でやっていけることはな

いと思います。

この事業をやってやろうという事業者は、いろんな事業を展開して成功している業者でありますから、当然、いろんな設備も新しくし、お金をかけていく、これ当たり前のことだと思います。

当然、大きなお金をかけて、人の土地にやっていく事業者はないと思います。土地所有するのが条件というのは当たり前の話ですよ。

特に岬町が南海から無償譲渡を受けてから、岬町が業者に公園事業をやってもらうために条件を出していると同っておりますが、それも六つの条件と聞き及んでおりますけれども、この六つの条件とは一体どういうことなのか、お伺いいたします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

みさき公園の運営に当たり、協議を進める上で町から要望する主な項目を取りまとめ、協議により状況が変わることを含めまして、南海電鉄のほうに提示したものでございます。

1点目は公園施設の設置許可についてで、許可は都市公園法に定める最大10年間として、更新は協議をすること。

2点目は許可が切れた場合は施設を撤去し、更地とすること。

3点目が公園の範囲は駅前を含めた公園区域とすること。

4点目は、地元との共存共栄を図り、地元からの雇用、現在の関連地元事業者への継続発注に努めること。

5点目は、公園使用料は岬町行政財産の使用料徴収条例の規定により算出した額とするが、協議に応じること。

6点目が公園駐車場を公園海岸部へ移行し、駅前をイベント広場、イベント会場などにぎわいの場として活用することとなっております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 六つの条件、当然、1番、2番、3番、4番については何ら問題ないと思います。

私は、仮に町が所有して貸す場合、正確な話でないと思いますが、使用料約6,000万円と。

今、町が南海電鉄からいただいている固定資産税は約3,300万円ぐらい。それを6,000万円という額に吹っかけていることはありかもしれませんが。

それと、もう一つ大きな問題は、6番目の駐車場の問題です。昔の泉岬中学校があった用地、私らの懐かしい用地ですけども、これを岬町に持ってきて交流広場にするのやと。駐車場は今の水族館側の駐車場へ持っていけど。こういう、普通では考えられない、取り付け道路の問題とかある。規模の問題考えたときに、この5番、6番の条件を聞いて、私は業者も唖然としたと思

ます。そんなんやったらよう行きませんわと、当たり前の話だと思えますよ。この点はいかがなのですか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 まず、使用料の考え方でございますが、行政が土地を貸す場合の基準となりますのは、岬町行政財産の使用料徴収条例に定める算出方法により算出された額となっております。

条例の規定では、土地の評価額の100分の4を乗じて得た額と定められております。

今回、議員のほうからご提示いただいた額については算出の条件の額とは異なりますが、町としては、まず基本どおり、条例に定める使用料の基準額を提示させていただいたものでございます。

ただし、現状の公園経営の厳しさも認識しており、公園使用料については協議の状況に応じることを含めまして示させていただいたところでございます。

それと、海岸部への駐車場の誘導につきましては、現在、みさき公園の駅前というのが非常に寂れた状況となっております。

まちのにぎわいを持たすためには、駅前の開発というのが必要と考えており、公園の駐車場をできれば海岸部のほうへ移してほしいという条件を提示させていただいたものでございます。

我々も住宅地内に、例えば自動車などを導入することは好ましくないと考えており、現在もみさき公園の駐車場の一部として利用されております公園内の通路を活用すれば、周辺に迷惑をかけることなく海岸部へ誘導できるのではないかと考えております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 その辺は行政の立場、現場のわからない方々の判断だと思います。

部長からは金額の提示はありませんが、これ大事なことなので、6,000万円という数字があったのかなかったのか、その額、提示していないのかどうか、まずその点について再度お願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 先ほどもご説明させていただきましたが、土地の使用料につきましては町の条例で定めております岬町行政財産の使用料徴収条例に定める、算出に基づく額のほうを提示させていただいております。

これにつきましては、条例の規定により算定した額については、約8,000万円程度となっております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 条例で定めたもの、8,000万円、それはわかりますね。私聞いているのは、6,000万円という数字はどこから出てきたのだって聞いているのですよ。

出ていないのですか、私勝手に言っているだけですか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 私どもが南海電鉄に示した条件では、今の算出額に基づく8,000万円が条例に基づく額ということは言っておりますが、6,000万円という額については我々のほうからは提示しておりません。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 わかりました。

金額の増減の問題は別として、私は企業誘致をするのに、何年間かは固定資産税免除しますよということを言うて来てもらっている今の岬町の現状ではないですか。

それに、私が認識している6,000万円より多い8,000万円ぐらいの数字を提示している、これは本当にいかななものかなと思いますよ。

使用料8,000万円要る、これは話し合いによつたらもっと少なくなると見ているでしょうけれども、そこへ駐車場奥へ持っていけ。

そんな条件で業者来れると思いますか。岬町に来ていないのならいいですよ。冒頭で確認したように、観光産業について力入れているのでしょうか。このことを忘れて、やってやろうと言うてる業者があるのに、南海から直接業者に土地を渡したらあかん、岬町に土地持ってこい、それを貸します。

全協でもおっしゃっていましたが、それはいろいろ業者によっては何年か後に事業やめですわ、いろいろまた太陽光でもやりましょうか、何々しましょうか、ほかの目的で使いましょうかということも心配されているのと思います。

でもね、都市公園は外さないでも譲渡できるではないですか。その条件の上に立って、乱開発できますか。

もうちょっと受け入れるための条件整備というものをしっかりとやはりやっていただければいけないと思います。

早くこのことを岬町も取り組んでやらなければ、今日傍聴に来ていただいている、園内で事業をやっている方、気が気ではないですよ。南海電鉄、そんなに事業者に対して補償しますよ、満額の補償することないわ。

業者、たちどころに困るではないですか。今、そのための整理をやっているのでしょうか。私は、この本会議でやること自身も遅いと思っています。

全協出るように、町長にも聞きました。全協では記録も残りませんし、声高らかに申し上げることもできなかった。だから、あえて私は今日は一般質問させていただいているのです。

この後、坂原議員も松尾議員もやってくれますよ。それだけ重要な案件なのです。町長初め担

当の方は、私はそこまで取ってないと思います。

業者と南海、まず南海にもう一度業者に念を押していただく。

何回も申し上げますけども、町が言っている南海から業者に無償譲渡するのはあかんと言うのであれば、こういうことなので岬町に一旦受けて、岬町からお貸しします。条件はもっといいようにしますからという働きかけをするのが当たり前でしょう。

その上に立って、業者と南海と岬町も一緒に入って協議をやったらいいのと違いますか。そういうテーブルすることはできませんか。部長、教えてください。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

繰り返しになりますけども、南海から今回運営に関心を持つ事業者につきましては、土地所有を条件としているという報告を受けたところでございます。

我々としても、なぜ土地所有を条件とするのか、南海のほうへ確認をさせていただきました。

南海のほうからは、相手方からは投資を行う以上、土地を所有して運営を安定させたいという説明をされたと聞きましたので、町のほうからは公園として事業を継続してくれるのであれば、投資に見合う長期的な使用も含めて保障させていただくという条件を提示させていただいたところでございますが、相手方はあくまでも土地所有が絶対条件ということで歩み寄る姿勢を示していただけなかったと南海電鉄からの報告は受けたところでございます。

我々としては、町が開設する都市公園としての基本的な条件を変えることはできませんが、相手とは必要に応じて町の権限にかかわる条件につきましては協議する用意を持っており、町の考え方は南海電鉄を通じて相手方にも示させていただいたところでございますが、相手方が協議の場に載ってこなかったという状況でございます。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、部長のほうから、やってもらえるような条件を出したと。その条件は、先ほどの六つの条件ですか。また、違う条件が出ているのですか。再度お尋ねします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 条件というのではなくて、我々のほうから提示したのは、土地所有にかかわる条件として、長期的な運営を保証する条件を提示させていただいたというものでございまして、新たな条件を提示したいというものではございません。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ということは、全く進歩がないのですよね。

南海も多分いらいらしていると思いますし、これ公園事業をやめると思えば、建物いろんな施設を撤去しなければならない。それだけの費用でも莫大な費用ですよ。

と同時に、先ほど申し上げた公園内でやっている事業者に対する補償もしなければならない、1年分の補償をするのか2年分の補償をするのか、何億と金かけた業者がこれから何十年先も見込んだ事業としてやっている補償をしてもらえるかどうか、何の保証もないです、これは。

ちょっと町長にお伺いしますけどね、先ほど申し上げた南海と事業者と岬町と三者の協議を持つことはできませんか、お尋ねします。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 道工議員の質問にお答えいたします。

内容等については、今、総務部長のほうから説明のあったとおり、南海の社長が昨年7月の中ごろだったと記憶しているのですが、突然、閉園の申し入れ、いわば撤退の申し入れがございました。

それを受けて、我々と南海との協議を17回、18回にわたって、関係者同士で会議を進めた結果が先ほど総務部長の説明にあった内容であるかと思えます。

その中で、私と社長との中での土地の無償譲渡ということが非常に道工議員がおっしゃっているのですが、過去ですね、大阪ゴルフ場の見直しについていろいろと議会でご議論していただいて、その中で最終的には駅前開発をやるということで大阪府の見直し、都市公園から外したという経過があるのはもうご承知かと思えます。

そんな中で、その契約条項の中に、平成19年6月なのですが、この条項の中に、まず、先に36年、当初から申し上げたほうがいいのかと思いますけども、昭和30年に泉みさき公園というのを淡輪村と深日町が合同で開園、つまりみさき公園を開園された経過がございます。

それから、そのときの条件が、土地所有については、当時は岬町が所有者でありました。ですから、そこで土地は第三者に譲渡または貸与してはならないという条文が入っております。

その後、昭和36年6月に田中町長、つまり岬町が合併した後に田中町長の契約更新の際に、同じようにこの土地の譲渡または貸与を第三者に渡してはならないという条項がはっきりと書かれております。

このことを考えますと、私どもとしてはこの契約を尊重していく、住民の大事な財産でありますので、不利益を得ないためにもこれを守っていく必要がある、このように思っております。

その後、みさき公園の区域の見直しについて新たに基本計画、また協定、覚書等交わしております。

これについて一番大事なことは、この中で今までの契約、つまり昭和30年の契約、昭和36年の契約、また、他にも契約をしていますけども、それは土地の問題については、この契約をした時点で失効するとなっております。

だから、道工議員おっしゃるように、土地は無償でやってもいいじゃないかということになる



かとは思いますが。

しかし、残念ながら、これは行政の手落ちのことで申しわけございませんけども、公有財産のいわば放棄をする場合は、権利の放棄というところがあって、議会に付さなきゃならない、議会の議決を経なければならぬというところがあって、その議会の議決を得てないというところに問題がありますので、我々としては、平成19年の契約と違って、昭和36年の契約を尊重して考えるべきだという観点から、私は南海の社長に無償譲渡ということをお願いしました。

南海が第三者に土地を渡すことはできないとなっていますので、恐らく南海は私どものほうへ今、継続しようとする、求めている会社が土地を無償譲渡でなければできないということを前提にしておられますけども、それは当然、この契約からいくと非常に無理な話であって、我々としては、やはり地方自治法に乗かって権利の放棄ということを、いわば放棄をする場合については、やはり当時の契約を尊重することは住民が不利益を被らないようにするための、先ほど部長のほうから、住民がみさき公園が閉まることによっていろいろ不利益を被るんじゃないかというようなご意見もございました。まさしく、そのとおりであります。

みさき公園は唯一の、昭和32年からしっかりと岬町のシンボルとして、また大いに栄えたまちでもあるし、多くの人に来ていただいた観光事業でもあります。

ですから、岬町は観光事業を今、推進していますので、それに逆行するのと違うかということをおっしゃっていますけども、そうではなくて、今、南海がいわば会社の事情によって、どうしても継続してやることができないということをおっしゃっていますので、これはやむを得ないのかなど。

それを受けて我々の範疇に、いわば話し合いの範疇になった場合は、きっちりと今後いろんな応援を議会の皆さんにも相談し、住民の皆さんの理解を得ながら、あのまま放っておくのではなく、今は一時的には市民公園、または、そういった自然公園として対応しながら、必ず公園の復活は私はしていきたいと、このように思っております。

そういう意味で、土地の問題については、そういう契約の縛りがあるということをご理解賜りたいと思います。

○奥野 学議長 道工晴久君。持ち時間2分30秒ですので、調整をお願いいたします。

○道工晴久議員 町長の口からも三者の協議をしようという意気込みも出ませんでしたけども、再度、町長、三者協議はできないのですか、それだけ聞いておきます。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

三者協議というのはできないと私は思っております。いわば、契約の交渉の権利を持っているのは南海でありまして、南海と私どもとはいつでも協議はできます。

南海と、そして他のAという事業者があるとするなら、その業者との協議はできると思いますので、私どもの範疇に、先ほども申しました私どもの範疇での交渉権があれば、三者協議なり四者協議なり私はできると思っております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 岬町のランドマークを消すことのないように一つ、大変だと思います、この事業は。

しかし、やはり住民も、また府民も、いろんな人から要望というのは大変きついです。ぜひとも存続してほしい、この意見を無にすることはあかんと思います。

ですからぜひとも、三者協議できないのであれば、しっかりと南海ともう少し詰めをして、先ほど出ておりました六つの条件の5番、6番、金額の問題とか駐車場の問題を、ほかの企業を誘致するように、もう使用料いいですよ、5年間はよろしいわと言うぐらいの腹を決めて、南海にも言ってもらう、その上に立って、南海は仲介で三者が協議できるように、一日も早く解決できますように、強く要望いたしまして私の質問を終わります。

また坂原議員、松尾議員にあと残りをしていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○奥野 学議長 道工晴久君の質問が終わりました。

次に、竹原伸晃君。

竹原議員に質問の前にお願ひしたいのですが、ちょうど、あと残りお昼まで30分弱になっておりますので、区切りのいいところで暫時休憩を取らせていただきたいと思います。その辺、ご了承をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。お願いしておきます。

○竹原伸晃議員 指名いただきました奥野議長、ありがとうございます。大阪維新の会、竹原伸晃です。

9月議会の一般質問をさせていただきます。

前回、6月議会からたった3カ月しかたっておりませんが、大阪エリア、大阪という枠組み、大きく世界に羽ばたきました。

一つは、G20、6月28日、29日両日に行われまして、G20メンバー、それと、それ以外の八つの招待国、また九つの国際機関、約6,700人の報道機関、報道関係者を含む3万人の関係者、国内外の関係者が大阪を訪れ、魅力を世界に発信していただきました。

これは日本史上最大規模の首脳会議でございまして、国際都市として成長するはかり知れないイベントであったと、大阪の一員として誇らしく思っております。

二つ目には、8月15日、堺市の百舌鳥古墳群が世界遺産登録されるという一報がございました。我がまちにも古墳群、また大きな古墳も二つある中、我がまちにとっても追い風になるので

はと考えます。

このように、たった3カ月の間に出来事がある、この流れが非常に速い。それについていけるよう、我がまち岬町もしっかりと前に進んでいただきたい、私ども進めてまいりたいと思うところでございます。

先ほども道工議員から一般質問で町の大きな課題取り組んでいただきましたが、しっかりと肝を据える時期ではないかと私も思っております。

私の一般質問に移ります。今回は大きく3点ございます。

まず、1番目に地域の産業発展についてといった分野でございます。

質問を始める前に、この分野、私、6月にも一般質問させていただいておりますが、その一般質問した内容につきまして、私の現状認識の少し不足によりまして、聞かれた方、議事録を読まれた方にとって誤解を与える内容が少しございまして、この場にて一言、訂正といたしますか、申し上げさせていただきたいことがございます。

内容につきましては、岬町商工会と行政の担当部局の関係について述べておりました。6月議会第1日目の議事録でいう15ページから18ページにかけての部分でございますが、私の意図としては、頑張っている商工会をもっと前から、側面から、後ろから行政が応援すべきだということでした。

しかし、いろいろな立場の方の、聞きようによっては商工会が私の一般質問を通じて行政に圧力をかけていると取れる内容でございまして、商工会としては常に行政と密に連携をしているといったことをお聞きして、この内容は商工会の本意ではないと聞いており、私自身、自分自身、竹原伸晃の考えによるものだと断言させていただきたいと思っております。

そして、質問の内容に入らせていただきます。

前回、地域の産業発展についてした中で、締めくくりの言葉の中で、事業者の跡継ぎ問題について意見だけ述べて終わらせていただきました。

今回は、その事業者の跡継ぎ問題について取り上げさせていただいております。

商工業を継続的に進めていくためには、やはり代がわりというのが必ず必要になってきます。なかなか難しい問題、これはもう日本の産業の構造的な問題でございます。

私も商売人の一人として、父親が商売を始めた、サラリーマンから脱サラをして商売を始め、その後をさせていただいているのですが、私の場合は、父親がずっと病気で早く亡くなったことから、いやが応でも引き継いだといったところではございますけども、やはり、世の中、現商売をされている方の社長の年齢層というところかなり高齢になってきている。

商工会のある講習に行かせていただくと、30年前は商売をされている社長の平均年齢が40代だったと。それから30年たった後、平均したら社長の平均年齢が70代だと。一つも代がわ

りをされてないのだ、されているところはごく一部だといったところで、国も、大阪府も事業承継というところでしっかりと取り組まなければならないと、ここ数年、一生懸命取り組んでおられますが、そのような状態を、岬町としてどのように認識、把握されているのか、担当課としてどのように思っているのか一度お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 竹原議員のご質問にお答えいたします。

まず、商工会の現状についてということかと思いますが、平成27年度の国勢調査による産業就業者数の推移におきましては、全国的に産業構造が第三次産業にシフトする中、本町では全産業分類において減少傾向にあります。

関西電力多奈川発電所が稼働し、新日本工機の事業縮小前となる平成7年度と平成27年度を比較いたしますと、農林・漁業などの第一次産業では326人から168人、建設・製造業などの第二次産業では2,649人から1,366人と、ともにほぼ半減しております。

卸売・小売業などの第三次産業では6,070人から4,806人と、約2割減となっております。

また、商業統計調査による卸売業・小売業の商店数についてでございますが、同様の平成6年度と平成28年度で比較させていただきますと、卸売業では15店舗あったものが8店舗に、ほぼ半減しております。小売業のほうでは、212店舗あったものが86店舗ということでございますので、約6割減となっております。

比較年度からは三、四年が既に経過していますので、現時点ではさらに減少傾向が進んでいるのではないかと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 担当課から、現状、数年前から現在に至るまでの状況をお聞きしました。

肌で感じる場所もそうです。やはり、にぎやかさが減ってきているというのはいろいろな要因があると思うのですが、やはり、これから岬町がしっかりと前に進んでいくためには地域の商店、商工業としっかりと継続して進んでいただきたい、このように考えます。

そこで、やはり国や府でいろいろな施策があると思うのですが、やはり、町独自の施策というものも必要ではないかと考えておりますが、そういうことを検討されたことはございますでしょうか。答弁をお願いいたします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えさせていただきます。

今年度におきましては、大阪府の商工労働主要施策の中で、大阪産業局におきまして海外ビジネス、創業ベンチャー、事業承継支援などの中小企業支援の機能強化を図るとされております。

大阪産業局が示しております将来ビジョンを見ますと、支援法人を設立して、関係団体とともに事業承継支援や経営相談など、地域の課題を解決するための地域キャラバン隊による支援の取り組みなどが掲げられております。

こうしたことで、中小企業者への支援が図られると聞き及んでおります。

こうした支援の取り組みは、議員ご提案の専門のアドバイザーなどを派遣して、手厚い取り組みをすることにもつながると考えられますので、担い手や事業承継など経営に関する悩みを持っておられる町内事業者の方を優先に、これらの支援を活用していただきたいと考えているところでございます。

また、支援の活用後になりますが、商工会と連携して、定期的にヒアリングを行わせていただくなどして、活用後のフォローアップも含めて町内事業者の皆様が持続、発展できるように取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 先ほど、吉田理事から答弁をいただきましたけども、やはり、国や府でも取り組むという窓口なり施策があるのですけども、やはり、岬町の事業者で大きな事業者、大きなといっても中小企業のうちの中企業というのか、これを見つけるのはやはり難しく、全体的に家族経営といいますか小企業、それこそお父さんと子どもさんというような商売、もしくはお父さんだけ、もしくは子どもさん世代だけという、1人でしているという商売人がかなり多数を占めていると思います。

その方々が、この施策を使えるかどうかという、かなり難しい。自分が商売をするのに精いっぱい、いろいろなこういうセミナーがあるよ、こういう取り組みがあるよと言われても、かなり難しいところがあるのだと、このように思っています。

そこを、先ほども答弁いただきましたけども、きめ細やかな取り組みを町でできるように引き続き研究をしていただきたいと思うのと、商売人の中で、やはり跡継ぎがないからやめますという、そういう商売がやはりあるのですよ。

二世時代、商売自体は軌道に乗って安定しているのですけど、もう年が来て後継ぎがないからやめる、こういうような事業者と、次でも言うのですけども、新たに商売を始めたいといって脱サラ志望の方、並びに、学生さんでも商売を始めたいという方をつなげる、このマッチング事業っていうのを、1件1件事情が違うので、それができるのが岬町の役場なり、また商工会なりという専門のスタッフをできれば置いて進めていただきたいと考えております。

先ほど答弁いただきましたので、次、ポツ二つ目としまして、新規創業を目指す方には創業支援補助金の拡充をとという質問に移らせていただきます。

これは、都市整備部ではなく、答弁がまちづくり戦略室というところになると聞いております

が、現政策の実績とその施策が目指すところというのを再確認させていただきたいと思います。  
お願いいたします。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 ご質問にお答えいたします。

本町では、平成27年度に岬町創業支援事業計画を策定しており、当該計画の一環として創業支援事業補助金を設け、町内で新たに創業しようとする方々に支援の取り組みを進めております。

補助金の概要としましては、岬町内で創業しようとする住民または法人を対象としており、補助率が2分の1、補助金の上限は事業費ベースで100万円、補助金額は50万円となっております。

この補助金を活用いただき、本町内で操業いただくことで地域経済の活性化はもちろん、町内にある多くの空き家物件の有効活用につなげていければと考えております。

これまでの補助金の活用実績は、平成30年度の2件となっております。内訳といたしましては、淡輪地区の空き家をリノベーションした生花店が1件、深日地区の空き家店舗を活用したパン屋が1件の合計2件となっております。

これらの2店については、営業日には多くの来店者があり、いずれも活況を呈しております。

このような店舗が町内に集積することで、にぎわいの創出、まちの価値の向上、さらなる創業というサイクルが生まれ、地域の活性化に寄与するものと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 担当理事から報告をいただきましたが、やはり、取り組んだら目に見える形で実績が上がってきたのかなど。

たとえ50万円であるけれども、一つのきっかけとなって、まちのにぎやかに寄与されているのかなと思います。

実際、この予算については、予算書ベースでいうと100万円、50万円を2件で100万円。きっちりと使って、これは2件でちょうど使い切って終わりだったのか。3件目はもう断ったのかというのを知りたいのと。それと、今年度、大体見込み、令和元年度で見込みはどのくらいあるのか。また、金額に対して、どのように取り組まれる予定なのか。それも合わせて答弁をお願いいたします。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成30年度は予算が2件の100万円で、50万円の上限を2件支出しております。

それと、今年度の令和元年の見込みですが、こちらにつきましては相談件数が5件あります。ただ、まだ支給に至っていないというのが現状であります。

○竹原伸晃議員 昨年度、3件ではなかったのかな。

○寺田総務部理事 昨年度、相談はありましたけど、事業に至ったのはございませんでした。

今後も、予算的にはできるだけ多くの方に起業していただきたいということで、補助金件数の拡充など、事業内容を検討を進めていきたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 確認ですけども、この補助金っていうのは、地方創生の促進の交付金で賄われているのか、町の単費であるのか、そのどちらで執行されているのか、ご答弁ください。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 こちらの補助金につきましては、単費事業になっております。

ただ、まちづくりということで、積極的にこういう補助金は使って進めていきたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 地方創生のところのお金を使わせていただいているのかなと思ったら、町で取り組んでおられるといったことで、なかなか無理は言えないところではございますけども、やはり、こういうお金があるよというのと、また、金額についても、先ほど検討すると言っていたいておりますけども、増額も含めて、やはり町の姿勢を見せる必要性があると、このように思っております。

検討中のところ、何とかこれをいただけていただけるように、後ろから押していただく、そういうこともお願いしたいと思っております。

全般的にわたって、岬町の中でやめていくところもあればできていくところもある。それをしっかりとマッチングさせる、その施策について、私も商工会の一員として取り組んでまいりたいと思っておりますけども、町のほうもしっかりと頑張っていただきたいと思っております。

切りのいいところなので、ここで一旦終わらせていただきたいと思っております。

○奥野 学議長 お諮りいたします。暫時休憩したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

再開は13時からいたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 休憩を挟み、二つ目の質問に移らせていただきます。

庁舎整備の考え方についてということで、実はこれも6月議会において質問させてもらったところでございます。

そこから、その答弁の中で今後行われる庁舎整備検討委員会、町長の諮問機関である、その委員会の意見もしっかりと取り入れた中で議会にもしっかりと提案させていただくといった回答を得ております。

その中でスピード感が必要だと、令和2年度中に計画を進めるべく進めてまいりますといった答弁だったのですが、それから後、私もその検討委員会というのを傍聴させていただきました。

2回あったのですが、その中でいろいろな議論がされておりました。基本的には、事務局サイドで整えたその資料を検討委員会の方で練るといった流れでございました。

確か、依頼を受けていたコンサルティング会社、国際興業さんがしっかりと提案をして、それに対して委員さんが意見を述べておられました。

その中で、一つ気になったのが、その意見の落としどころというのですか、意見は言うだけで、まとめる作業というのはどうするのだろうというのが一つ気になったところでございます。

前回、その検討委員会もあるのですが、私自身、議会の研修として東北地方に行かせてもらったときに、福島県国見町といったまちを視察いたしました。

そこは震災の後、傷んだ庁舎をその場で建て替えて、木をふんだんに用いて24億6,800万円の庁舎を建てておられました。

木を使うといいですが、H鋼を基本に、そのH鋼に集成材みたいな国見町産の木を使って、見た感じ、庁舎が木造であるような感じのいい庁舎でございましたが、建てるに当たりまして、国からの補助が75%、町の持ち出しが実質25%だったという勉強もしてきております。

この話を聞いた中で、やはり心配なのは岬町の庁舎を整備する、新たに建て替えるとしても、持ち出しの予算、お金というのがかなり必要だということに変わりはなく、その点においては、庁舎検討委員会の委員さんもととても気にしていただいて、一応、最低限の庁舎でいいのではないかという意見がかなり多かったように思います。

その中で、委員長であります大阪大学大学院の木多教授によりまして、まちの交流の拠点にすべく大きな屋根を用いた庁舎も安くできるのだという意見とか、そういうのも盛り込んだらどうかという前向きな意見もあった中、検討委員会での議論が今後の計画づくりにどのように反映されるのか、されているのか、現場の担当課にお尋ねしたいと思います。ご答弁をお願いいたします。



○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

まず答弁の前に、これまでも議会のほうで説明をさせていただいておりますが、岬町のこの役場庁舎につきましては、耐震性や施設の老朽化などの課題を有しております。

ただ、財政面の課題もございますので、現時点での庁舎の建て替えというものを決定したものではありませんので、まず、その点を述べさせていただけたらと思います。

この岬町庁舎整備検討委員会につきましては、議員からもご説明いただいておりますけども、庁舎整備の方向性の検討を進めるために大阪大学大学院の木多教授に委員長をお願いいたしまして、各分野、住民公募の委員を加え、15名で構成して、町長のほうから庁舎に求められる機能について、庁舎整備の手法について、庁舎建て替えの場合の建設場所について、その他庁舎整備を計画するに当たり必要なことについての四つの項目について諮問が行われております。

委員会につきましては、第1回会議を6月30日、第2回会議を8月28日に開催させていただいたところでございます。

会議の資料や会議録につきましては、適宜、町のホームページでも公開をさせていただいております。

この岬町庁舎整備検討委員会につきましては、委員会条例第2条に規定するとおり、町長の諮問に応じ、庁舎整備に関する事項について調査及び審議し、その意見を答申するというを所掌事務として定めております。

会議で取りまとめられた意見を答申いただき、現在、作成を進めております庁舎整備基本計画の中でできる限り反映させてまいりたいとは考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 しっかりと盛り込んでいただくということですが、冒頭申し上げたように予算が、補助率というのが2割を切ってくるかなというような中で、二つお願いしたいのが、やはり何をするにしてもやはりお金が必要でございますので、その補助率を上げる方法というのを何とか知恵を出していただけないかなと。

総務部長には、同じく国見町まで行っていただきましたし、いろいろなところで情報収集されているのかなと思う中、補助率を上げる方法はないのかということと、全体の計画で予算を抑える方法というの、前回よりも前に進んだ話ができるのかなと思いますので、その2点について、どのように取り組まれるのかご答弁をお願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ご答弁させていただきます。

庁舎建て替えに係る国の支援措置につきましては、これまでについては災害等で被災した特別

な事情がある場合を除き支援を受けることができなかつたところでございます。

先ほどご紹介いただきました国見町につきましては、東日本大震災で被災したということで、国の手厚い支援を受けたところでございます。

平成28年の熊本地震の発生に当たりまして、災害復旧の拠点となります庁舎が被災し、使用不能となる事例が生じたことから、耐震化が未実施な市町村の庁舎建て替えを緊急に実施できるよう、市町村役場緊急保全事業が平成29年度に創設されております。

この市町村役場機能緊急保全事業の支援措置につきましては、6月の一般質問でも答弁をさせていただいておりますが、地方債の充当率が起債対象経費の90%にかさ上げされ、起債対象経費の75%を上限として元利償還金の30%が基準財政需要額に算入され、交付税措置が取られることとなります。

ただ、事業費全体が事業対象となったとしても、全体の2割程度の支援措置となりますので、さらなる充実を求め町村長会などを通じて要望しているところでございます。

庁舎の建て替えについての国の支援措置については、現時点では、この市町村役場機能緊急保全事業しかないと認識しておりますが、例えば自然エネルギーや省エネルギー機材の導入など、環境への負荷の軽減を図る場合については補助制度もあると聞いております。

その市町村の置かれている立場によりまして、該当する補助制度は異なっておりますが、ほかの団体がどのような補助制度を活用したのかを参考にさせていただくとともに、大阪府にも相談を行い、建て替えとなった場合は活用できる支援、補助制度を最大限に活用して財政負担の軽減を図る必要があると認識しております。

2点目の計画全体の予算を抑える方法はないかということでございますが、議員からも先ほど委員会の中での討論、議論の中身をご紹介いただいておりますけれども、庁舎整備の検討に当たって、住民の皆様のご意見を伺うため、先日、住民アンケートのほうを実施しておりますので、少しご紹介させていただきたいと思っております。

また、詳細につきましては集計分析ができ次第、議会のほうへも報告をさせていただきたいと考えております。

そのアンケートの中で、整備方法を検討するに当たり、最も重要だと思う視点の設問につきましては、住民が利用しやすくなることと回答される方が約52%と半数を占めております。

次いで、整備に要する財政負担が少ないことを回答される方は約3割を占めております。

また、庁舎に必要な機能等の設問に対しては、必要最小限の機能以外は必要ないとの回答数が約3割を占めております。

建て替えを検討する場合の重要度、必要度等設問に対しては、現在地を含む既存の町有地の活用に対して重要、必要、やや重要、必要と回答された方が約7割を占めておるのに対しまして、

新たな土地の取得に対しては重要、必要、やや重要、必要と回答された方が約2割程度となっております。

全体事業費を抑えるためには必要最小限の施設整備にとどめ、町が持つストックを活用して関連費を抑制する必要があります。

本町には現在のこの庁舎を建てることによって財政再建団体へ転落したという苦い経験がございます。その反省に立ち、庁舎整備を行う場合は将来の財政負担とならないよう、全体計画を策定する必要があると認識しております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま総務部長から答弁いただきまして、私の考えとほぼほぼ同じような方向で考えていただいているといった内容でした。

やはり、財政が転落するような方向ですのではなく、あるものを何とか使っていただきたいというのが以前からのお願いでございまして。

そこで、この整備検討委員会のほうを傍聴させていただいて、一番正面に座っている木多委員長、どこかで見たことあるなと思っていましたら、一度、多奈川駅前のまちづくり交流館でお会いしたのかなと思います。

大阪大学の先生だったなということも思い出して、いろいろ調べていたところ、この木多先生というのはリノベーションの専門家でございまして、ある既存の施設を再利用して都市景観をしっかりと守っていくという専門家で、岬町にもしっかりと入って、空き家対策の検討委員会の委員長も引き受けていただいておりますし、こちら整備委員会も委員長をしていただいている、適任ではないかなと、このように思っております。

その方にできるだけ既存の建物をしっかりと利用して、必要最小限の役場庁舎というのを、これも効果が最大になるように、しっかりと検討していただければな、このように思っております。庁舎整備のことにつきましての質問は以上になります。

三つ目の質問に移ります。教育の向上に向けて。

今回、定例会9月でございまして、私、議会議員のルーティンとしまして、9月には教育関係について一般質問をするといったことを私自身の中で決めておる中、毎年聞かせていただいているのが、小中学校の学力、体力のことについてでございます。しっかりと取り組んでいただいているというのが、私は子どもがちょうど中学校にいますので雰囲気ではわかるのですが、昨年度の実績と本年度の見込み等々を披瀝していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

昨年度の小中学校の学力成績についてご説明させていただきます。

平成30年度の全国学力学習状況調査の結果では、小学校の国語、数学のA問題、いわゆる基礎基本の問題については、全国平均、大阪府平均とも上回っております。

B問題、いわゆる活用問題については全国平均を下回っておりますが、大阪府平均を上回っております。

中学校につきましては、国語、数学のA問題、B問題ともに全国平均を下回っておりますが、大阪府平均を上回っております。

課題としましては、小学校ではB問題による活用力、表現力について課題があることから、全ての教科において応用力を培うために必要となる読む力や自分や他者の考えをまとめて書く力の育成を図っていきたいと考えております。

中学校におきましては、現在行っておりますグループ学習でのさらなる効果的な深い学びを展開し、そして基礎基本の定着を目指し、全国平均を上回るよう努めてまいりたいと考えております。

今年度の全国学力学習状況調査の速報値としましては、小学校では国語の力が全国平均、大阪府平均とも上回っております。

特には、昨年度まで課題のあった書くことの領域において改善されております。

算数についても、全国平均、大阪府平均とも上回っております。

中学校におきましては、国語は全国平均を下回っておりますが、大阪府平均は上回っております。

小学校と同じく、昨年度まで課題のあった書くことの領域については全国平均、大阪府平均とも上回っております。

数学、英語につきましては、全国平均、大阪府平均とも上回っており、基礎基本の定着及び活用の力がついてきているものと考えております。

小中学校におきましては、落ちついた環境のもと学習を行うことができおり、日々の積み重ねが子どもたちの学習に対する意欲や集中力の向上につながり、学力の定着してきているものと考えております。

今後も学力分析、改善に取り組み、子どもたちが主体的に学べる環境を整えていくよう努めてまいります。

続きまして、体力向上について説明させていただきます。

平成28年度より、大阪府の子どもの体力づくりサポート事業を活用し、和歌山大学の協力のもと、体力の向上に努めてまいりました。

その成果もありまして、平成28年度の全国体力運動能力調査におきましては、小学校男女総

合で大阪府下でトップの結果を出すことができました。

その後も引き続き、体力向上の取り組みを進めており、平成30年度の全国体力運動能力調査では、小学校中学校ともに好結果が出ております。小学校の男女総合では大阪府下でトップの結果が出ております。

中学校におきましても、大阪府下で上位の結果が出ております。

今後も引き続き、運動する習慣の定着や体育授業の改善、工夫を行い、体力向上や健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 数年来、同じ質問をさせていただいておりますけども、このように、国の平均を上回ったり、中には下回っているものもありますけども、大概、府の平均は全てと言っていいほど上回っている。

こんな回答は余り聞いたことないなと思う中、何がここまで押し上げてくれたのかっていうのは、現場の先生方並びに家庭環境の落ちつきというのがあるのかな。

この施策を進めることによって、さらに前に伸ばしていただきたい、その一点に尽きると思えます。

そのために、現在、放課後学習指導員やクラブ活動外部指導員ということが新聞紙上で取り上げられたり、テレビで放映されたりしておりますが、岬町としてこの2点について、導入を検討される予定はあるのか、現在しておるということもあるかもわかりませんが、さらなる学力体力の向上を目指してしていただきたい。

クラブ活動についても、今、クラブ活動の指針というのが新たに出てきていると思いますけども、それに向けてどのように取り組まれるのかご答弁をお願いします。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

まず、放課後学習指導員の件についてですけども、放課後学習支援としまして、大阪府教育コミュニティづくり推進事業補助金を活用しまして、現在、各小学校で放課後学習を実施しているところであります。

内容としましては、地域の方々や大学生のボランティアの方を指導員としまして、放課後に約30分から1時間程度、基礎的な学習をしております。

主にはその日の宿題や各個人のレベルに合わせたプリント学習などの学習支援を行っております。

この放課後学習支援によりまして、子どもたちの学習意欲向上や基礎学力の定着につながっているものと考えております。

引き続き、子どもたちの学習支援を充実していくため、放課後学習支援に取り組みたいと考えております。

続きまして、部活動指導員についてですけれども、中学校の部活動指導員につきましては、これまでも質問がありましたが、平成29年に学校教育法施行規則が改正され、教職員の長時間労働の解消に向け、部活動指導を学校外部の人材が担うことができるよう部活動指導員を国が制度化したものであります。

中学校の部活動における学校教員以外の指導者は、これまではクラブの大会などへの引率ができませんでしたが、部活動指導員は学校教諭に準ずる役割を担うこともできるようになっております。

部活動指導員の制度は、減少しつつあります部活動の充実につながる制度であると考えております。

国のガイドラインに則りまして、都道府県は運動部活動のあり方に係る方針を策定し、市町村は都道府県の方針を参考に設置する学校に係る運動部活動の方針を策定することとなっており、本町では本年5月にその方針を定めて学校長に通知したところであります。

この通知を受けまして、学校長は学校の部活動に係る活動方針を策定することとなっており、おおむね策定は終わっている段階であります。

部活動指導員は非常勤職員となりまして、導入に当たっては勤務条件等を定めた就業規則及び実施要綱の策定と合わせて予算措置も必要となってきます。

また、部活指導員は教員経験者、外部指導経験者、地域スポーツ活動指導経験者の中から人選することとなり、人選に当たりましては学校関係者や地域スポーツの関係者と検討協議を行いまして、ボランティア等の外部指導員の導入も合わせた検討を今後進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 澤次長から答弁いただきまして、放課後学習につきましては小学校では実施していると、やはり本当に導入してほしいのは中学校のほうでございまして、中学校に関して答弁がなかったので実施されていないのかな、補助金がないのかなと思っております。

やはり、お金が町にあるから、ないからやらないと言うのではなく、やはり、なくてもできるような予算措置というのが必要だと私は考えます。

やはり、中学時代に小学校のときには良かったけど中学校時代に落ちてくるというのは、これは反対でございまして、中学時代に必死に勉強して伸びていただいて、自分の思った高校に進んでいただけるように、こちらのほうは本当に町のほうで確保するなり、それこそボランティアでも教えてくれる方、中にいらっしやると思うのです。そういうような方を発掘する方法をすぐに

でも検討していただきたいと思います。

そして、中学校のクラブ活動の外部指導員について、先ほど予算措置が必要だといった中で、ボランティアも導入するといったこともお聞きしました。

実際に、岬町の方でスポーツを教える十分な経験を持った方もたくさんおられますし、意欲のある方もたくさんいる。それは断言できます。

その方たちをしっかりとサポートとして、中学校のクラブ指導並びにそれ以降もサポートできるように原課として取り組んでいただきたいと思っております。

先ほどもクラブ活動のほうが岬中学校の中で今決め終わったとこだと。それをどう落とし込んでいくという中で、やはり地域の協力というのは必ず必要になってくると思います。

それをしっかりと取り組んでください。よろしく願いしておきます。

最後に、教育の向上に向けてということで、全般的にお聞きしたいと思います。

これは、今までずっと取り組んでいただいていた笠間教育長に、今回の学力体力向上していることにあわせて、しっかりと取り組んでいただいたことも含めまして、総括してご答弁をお願いしたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 ただいま教育次長から学力面、そして体力面、両方の回答をさせていただいたと思います。それは非常にやはり時間のかかるものでございます。

はっきり言いまして、教育は百年の計と言われますけれども、もう少し短いスパンで頑張らなアカンなど。

しかし、今回このような結果が出たことにつきまして、私自身びっくりしておりますし、今まで全国平均を上回る科目は一つもなかったわけでございますけれども、非常に誇らしい思いでございます。

ちょうど、今、令和に入りまして、来年は令和2年度、そして来年は、もちろんその次の年になりますけれども、今、教科書の再訂、教科書が新しくなる。小学校の教科書は令和2年度から、中学校の教科書は令和3年度から新しい教科書がスタートします。今、その事務処理に向かって、8月中に教科書を決めていきました。

その中で、一番大切なことは、やはり、子どもたちに時間をきちっとつくっていくということでございます。

皆さん方にも、今年は8月26日でございますけれども、2学期を8月25日ということで規定させていただきまして、今年は曜日の関係で8月26日に2学期スタートいたしました。

この1週間でございますけれども、人から見たらたった1週間っていうかもわかりませんが、この時間に余裕を持って教育に取り組んでいただきたい、学校で頑張っていたいただきたいとい

う思いでございます。

そして、やはり、9月、10月に訪れる災害のときに休校にしやすいということも前からお願いしているところでございまして、今のところ物すごく評価をいただいておりますけれども、苦情がないというのはいいスタートとかなと思っているところでございます。

令和2年度は、新しい新学習指導要領がスタートいたします。これは、子どもたちに対話的で深い学びを指導していくと。今までは能動的な授業であったのを、これからはアクティブに参加していくと。今まで受動態であったのを能動的にやっていくと、アクティブにやっていくというのが今回のテーマでございます。

それに向けまして、岬町もよそに乗り遅れないように、また、できたら先頭に立ちたいぐらいの思いでございます。

先ほど言いました体力のほうも、平成28年度の大阪府でトップになって以来、上位を独占しております。

子どもたちは、体力がよくなれば学力もよくなるのだなという、やはり関連づけて、関連があるのだなという思いでございます。ますますこれからも子どもたちが笑顔で輝く、親も輝く、そういう教育でなかったらあかんと思います。

先ほど、議員から言っていただきましたように、本当に家庭教育は大事でございます。私たちの力は微力でございます。学校現場、管理職の方、そして先生、そして子どもたち自身が家庭と連携を取りながら学力を上げていく、体力を上げていく、そういった岬町でありたいと思いますので、これからも協力のほうよろしくお願いします。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 教育長からお言葉をいただきました。

やはり、教育に力を入れている岬町、こういう看板はやはり町の質、並びに方向性というのが格段と向上するところでございます。

多少、予算措置なり要望いたしましたけれども、しっかりと取り組んでいただいて、よりよい学習環境を整えていただくことによって、10年先、20年先、30年先、100年先のしっかりとした岬町をつくっていただきたい、このように思っております。どうぞよろしく願いいたします。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。



まず1点目の教育委員会の課題及び進捗状況についてお聞きします。

私は、過去に一般質問の場で教育委員会に対して何度か質問をいたしました。そのときの答弁の中で、今後検討していくとの返事を幾つかいただいております。

ここでは、その検討課題について、その後の進捗状況をお聞きしたいと思います。

初めに、小中一貫校、六三制度の改革及び学校の統合についてであります。

ここでいう小中一貫校とは、文部科学省が平成28年から進めているもので、9年間の義務教育、小学校の6年間と中学校3年間の9年間の義務教育を、4年と5年、あるいは4年、3年、2年に区切るなど柔軟な教育が可能で、地域の状況に応じ、市区町村教育委員会の判断で設置することができるというものです。

これは、東京都三鷹市、広島県呉市では早くから実施されており、学力の向上という効果があられております。

また、小学校から中学校に進学した後、中学校での新しい人間関係などになれないことから生じる登校拒否という中一ギャップも大幅に改善されたとの報告があります。

近隣では、大阪府能勢町が六つの小学校と二つの中学校が統廃合して、一つのささゆり学園として統合しております。

また、来年度には隣の阪南市においても、二つの中学校が一つに統合すると聞いております。阪南市の場合は、小中ではなく中学校が二つですけれども、ともに統合したという事例であります。

私はこの件について、小中一貫校の、学校の統合について、この件については平成28年6月、平成28年9月、平成29年3月、平成30年6月議会でも質問をいたしました。その後の進捗状況はどうなっていますか、答弁をお願いします。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

まず学校の統合、小中一貫校についてのご質問でございます。

この統廃合につきましては、これまでの答弁でも何回か述べさせていただいておりますが、地域の子どもは地域で育てるという町の基本的な考えのもと、地域の特色や小規模校のメリットを生かし、地域とともにある学校づくりの推進に取り組んでいるところであります。

小学校が統廃合され、小学校がなくなる地域から子育て世代の転出があっても転入は期待できず、それに伴う地域の人口減少は避けられず、学校がなくなれば地域は衰退すると考えております。

したがいまして、各地域に小学校を存続させることを基本としており、今のところ統合については考えていないというところでございます。

小中一貫校についてのご質問ですけれども、義務教育学校と小中一貫校の二つの形態がありまし

て、義務教育学校は先ほどの質問でもありましたように、小学校課程から中学生課程までの9年間の義務教育を一貫して行う学校のことをいいます。

一方、既にあります小中学校組み合わせで一貫教育を行う学校を小中一貫型小学校中学校といっています。

小中一貫教育にはメリット、デメリットがあり、メリットとしましては先ほどのご質問の中にもありましたように、小学校と中学校では学習環境、生活環境、人間関係などが大きく変化するため、生徒が変化に対応しきれないという中1の壁、中一ギャップという問題があります。

小学校と中学校を一つの学校にした義務教育学校では、小学校と中学校の間の段差を緩和することができ、小学校教育から中学校教育への円滑な移行を促すことが可能となり、中一ギャップと呼ばれる問題を緩和、解消することが期待されます。

また、義務教育学校では小学校1年から中学校3年の生徒が同じ学校で学ぶことになり、学校行事などを通じて異学年交流を行うことによって、上級生から下級生に対する思いやりの心、また下級生から上級生に対する憧れの気持ちなどを育むことが期待されるとともに、精神的な発達や社会性の育成の効果が期待されます。

一方、デメリットとしましては、9年間同じ生徒の構成で過ごすこととなり、人間関係が固定しやすいため、一度、人間関係が崩れますと弱い立場に追い込まれたり、仲間はずれになると、その状況がずっと固定してしまい、立ち直る機会が得られにくくなります。

また、学年数と学級数が増加することから、学校の母体が大きくなるため、細部にまで目が行き届きにくくなり、サポートが行き届かなくなります。

また、学年数、学級数が増加することで、学校の体育館や運動場などの施設が一つしかない場合、利用頻度が減ってしまうということがあります。

義務教育学校については、現在、大阪府内では7校ありますが、制度や仕組みについて整理し切れてない部分もあり、課題も多いと聞いております。引き続き、メリット、デメリット面や施設整備も含めて調査研究に努めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今年の5月現在の小中学校の人数を調べました。淡輪小学校は、2年生と5年生が3クラス、その後の学年は全て2クラス。深日小学校、多奈川小学校は、全学年が1クラス、1学年で9人あるいは6人という学年もあります。

学年別の人数では、三小学校合わせて6年生は99人、5年生104人、4年生84人、3年生81人、2年生94人、1年生が77人。小学校全て合わせて539人となっております。

中学校は全学年が3クラスあります。人数が、3年生、1学年全てで119人、2年生が95人、1年生が101人、全部で315人となっております。

小学校入学前の子どもの人数のデータもあります。5歳児が岬町全体で83人、4歳児は84人、3歳児72人、2歳児77人、1歳児76人、0歳児49人となっています。

岬町の少子化は全国水準よりも早いスピードで進んでいることは間違いないと思います。

ただいまの答弁の中で、小中一貫のメリットは、中一ギャップの解消や異学年交流によって思いやりの心や社会性の育成の効果があるという内容でした。

また、デメリットとしては、同じ生徒の構成で過ごすことになり、人間関係が固定しやすいため、一度人間関係が壊れると弱い立場に追い込まれたり、仲間はずれになる。すると、その状況がずっと固定化してしまい、立ち直る機会が得られにくいという内容だと思います。

私の調べたデメリットとして、ほかにも、1学年で一クラスの場合、ともに努力してよりよい集団を目指す学級間の相互啓発がなされにくい。また、運動会などの学校行事や音楽活動などの集団教育活動に制約が生じると文部科学省の資料に出ておりました。

今、教育次長が答弁した中の内容、このメリット、デメリットはまさしく今の、これから統合すると六三制、小中一貫校のことではなくて、まさしく今現在の深日や多奈川の学年一クラスは10人未満のクラスで、既にこの状況になっているのではないのでしょうか。

また、答弁の中で、学校統合すれば地域が衰退すると。また、小中一貫で通年制にすれば人間関係が固定化してしまう。デメリットばかりを言っているようですが、これは子どもがどういう環境で教育を受けるのかという、子どものことを中心に考えるべきではないかと思うのです。

一つは、集団の中で集団生活を送るということも、これは、教育の中には一つ大きな課題として、テーマとしてあると思います。

今、岬町が洲本市と協力して深日洲本ライナーというのを走らせていますが、これの団体割引ですら8名以上です。一クラス6名だったら、団体割引も受けられないのですよね。それが果たして集団生活と呼べるかという現状があると思うのです。

過去、私、何回もこれを質問しておりますが、デメリットのほうを強調しておられるということは、岬町として、岬町教育委員会として、この統合、あるいは小中一貫ということに対して、最初からやる気はないという結論だと、そう理解してよろしいでしょうか、教育長、どうですか。

○奥野 学議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 坂原議員の質問にお答えしたいと思います。

現在、今日は数字をきちっと並べていただいて、デメリット、うちのデメリットのほうからいろいろ探索されたようでございます。

教育委員会としましては、前にもお話ししたように、合議制で委員さんにいろいろの意見を伺っております。

今回の件も、教育委員さんの中にもいろいろな意見がございます。やはり、統一していかなけ

れば、デメリット解消して行って、そして全てメリットに持っていく、そういう時期を目指しておりますし、教育委員会の中で全然議論しないというようなことはございません。常に、人口そして子どもたちの数、それは常にオープンにしているところでございますので、検討しているということ、引き続き検討していきたいということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今の答弁の中で、私がデータ紹介したことに対して、きちっとまた数字を並べていただいてとありました。

この数字は、私は教育委員会にいただいたのですよ。何で、あなた知りませんねん、こんなこと。知っていたら、何でそういうこと考えませんか。今初めて聞いたような口ぶりだったやんか、今。

あなたたちはわかっているのでしょうか、教育委員会の内容。

今の答弁も過去に何度か質問したときの答弁と内容については全然変わってない、同じ内容でした。

今も、仰せのとおり、現状を見ると今すぐにでも統合に向けて行動に移すべきときが来ていると思いますが、少なくとも、すぐに行動に移さないにしても将来にそのような事態が予想されるのであるならば、今からその準備にかかればどうかと思うのですが、教育長、どうですか。お答えください。

○奥野 学議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 先ほどのちょっと訂正したいのですけども、私、子どもたちの人数、それは全部把握しています。

教育委員会へもそれは当然提出しておりますし、坂原議員の数字と同じでございます。

今、お話ししましたように、定例の教育委員会、これは年に12回行っているわけでございますけれども、そのときにも今後の学校のあり方については、私のほうではハード面とかいろいろなことがございますので、いろいろと提案し、皆さん方にご相談を差し上げる。これもこれから続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 その会議でいろいろ提案する中の一つとしてこの議題を挙げたらどうかと言っているのですよ。それを何回言ってますのやろう、これ。何年前から言ってますねん、まだ言いませんのか。

検討するって一個もしてないじゃないですか。何を検討してきたのですか。答弁してください。

○奥野 学議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 今の件につきましては、一人で決めるわけにはいきません。

○坂原正勝議員 だから、会議でそれを言ったらええやん。

○笠間教育長 会議で出しております。何回も出しておりますし、当然、頭出ししていますし、やっております。何ら問題はないと思います。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今までの答弁では、会議の俎上にも上がってないという答弁でした。今、何度も挙げていると言いました、どっちが本当ですか。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほど教育長からもお話ありましたように、定例教育会議というのを月一回開催しておるわけですが、必要であれば、臨時会議を開催するわけですが、子どもの人口が減っているという状況につきましては、その都度、教育委員会の中で、議案としては上がってないですけども、その他の中で報告させていただきまして、これ以上減った場合には何らかの対応をしていかないといけないというような話は教育委員会のほうでは議論しているところでございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 教育委員会の会議の中ですすめていくのでしょうか、もちろん合議制ですよ、独断違いますわ。

でも、議会で議案するのが事務局でしょう、違いますか。委員から、そんな提案なんか出ないでしょう。今までどうですか、やっています。しっかり、それを引き続きやっていってください。

教育長の過去の答弁では、何度か、こういうような答弁がありました。中央のほうで検討されているとか、そのほうの情報をキャッチした上でまたお話ししていきたいとありました。

これは平成28年9月に質問したときの答弁でした。

また、平成29年3月に質問したときは、国、また府の情報収集を行いながら対応していきたいとの答弁でした。

情報をキャッチした上で話してまいりました。平成28年です。3年たちましたけど、いまだにその情報提供していただいたことはありません。

それとも、この3年間国や府では何の動きもなかったのでしょうか、教育長、お答えください。

○奥野 学議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 今、情報キャッチという言葉を使っていたかもしれませんが、大阪府の町村教育長会では、やはりそれも議題に挙がっておりますし、案件でございます。その他案件とかということで、能勢町が入っております。

先ほど出させていただいた中で、能勢町のことがございましたけども、6小、そして2中が一緒になった、そこへ現場へも教育委員さんも行っていたいで現状を見てきております。

そういう状況につきましては、教育委員会の中で十分お話し合いをしているというような状況でございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 そういうような現状があるということですが、これから先も右肩上がりには人口は増えていかないと思います、むしろ逆だと思います。

そういう今後のことも含めて、ここは最後に田代町長の考えをお聞きしたいと思います。どうぞよろしく。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員のご質問にお答えいたします。

学校教育の問題ですので、本来は学校関係の教育関係の質問になるかなと、このように思います。

ただ、統合等の問題については施設等も含めた中の問題、また地域のまちづくりに関する問題もありますので、私のほうで現在取り組んでおる基本方針について申し上げたいと思います。

学校の統合については、当初、少子化が続く中で、小規模化が続く、それならどうしたらいいのかということで、まず各保育所の多奈川保育所、深日保育所の統合であったものを、まずもう一度分散して各小学校に併設しようということで、大阪府はもちろんのことですが国の了解を得て深日、多奈川については併設を行いました。

その理由については、やはり地域が衰退すると子どもたちがいなくなると、やはりお年寄り、そういった方々になって、どうしても地域のバランス、まちのバランスがうまくいかないということから、まず3校を何とか保持していこうということが一つの基本であったかなと、私が就任して以来、そういった方針を立ててまいりました。

そんな中で、今おっしゃるように、数字的には少子化が続いているのは間違いありません。そんな中で、小中一貫校ということのご質問が出ておりますけども、今、直ちにこれを将来を見通して、やはり子どもたちが減っていく、生徒数が減って、どうしても1校で成り立たない、そういう状況が来た場合は、既にそういった状況にあるかなとは思いますが、まだ、もう一つの手段は校区がえ、これは関係者、保護者並びに学校関係者、そして地域の皆さんとも相談しなければいけないのですが、校区がえをして、少し、やはり多いところから少ないところへ子どもたちの区域を変えていくという方法が以前、岬町も行ったケースがありますので、そういったこともまだ考え方が残っているのではないかなと、このように思っております。

そんな中で、どうしてもそれをやっても問題があるなというときには、やはり、保護者、関係者も含めて、やはり小中一貫校というよりも、まず、先に小学校を統合する必要があるのかなというようにして、淡輪と深日、また多奈川、そういったところも含めて、まず学校の統合と、小

学校の統合ということを考え、さらには小中一貫校ということも考えていく必要があるのかな、このように思います。

私はできるだけ、限界集落と言われるほどの多奈川では西畑東畑、淡輪では畑地区、そういったところがまだまだ厳しい意見を聞いておりますので、できれば、やはり地域地域に活力のある、やはり地域の力をつけていくには、やはり学校が必要でないかな。子どもたちがいることが必要であろうと、このように思っております。

そんな中で、やはり各地域の力をつけてまちの価値を高めていくということが私に課せられた責務でないかなと、こう考えております。

坂原議員のおっしゃる小中一貫校については、いずれ考えなきゃいけないときがくるのではないかな。そのときには、しっかりと関係の皆さん方とご相談をさせていただきたい、このように思っております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私、別に学校なくせと言っているのではないのですよ。もちろん、その重要性はわかっています。

しかし、現状を見た場合に、そういう方向性も必要違いますかと。いずれ、遅かれ早かれ、もう早かれ早かれと思いますけど、その時期が必ず来ると思います。来てからでは遅いのですよ。だから、私は前もって言っているのです。

子どもの教育環境を考えて進言してやっていく、これが教育行政だと思うのですが、その教育行政も責任者の教育長に聞いているのです。これが何回聞いても進展がない。そこで、あえて私がしつこく言っています。

なぜか、子どものためだからですよ。子どもに岬町の将来がかかっているのですよ。そこに真剣に考えなくてどうするのですかと私は思うのです。

今、私言っているのは、子どもが小学校では少人数で毎日過ごしている。学校生活送っていると。中学校に入れば、少しやっぱり人数が増えるのですよね。

やっぱり中一ギャップってあるのですよね。普通でも中一ギャップあります。ましてや、少人数の中でしか学校生活をやってきてない人が、中学校に行くと人数が増えると、やっぱり遅れがちになるのですよね、気遅れがちになります。

中学校へ入れば、やはり人数が多いのは淡輪の生徒ですよ。例えば、小学校で1学年9人、9人だったとしたら、中学校へ入ったら中学校は1学年3クラスですよ。3人ずつですわ、同じ小学校の人3人ずつしかおりませんねん。あと皆ほかの知らん顔ですわ。これ、中一ギャップ起こらな仕方ないでしょう。

その辺、子どものため思うのだったら、そう思うでしょう。だから、その準備を早い段階から

したらどうですかと私は言っているのです。

それは、ぜひ今後も続けてください。何度言っても一緒ですわ。

次に、学校のトイレの洋式化についてお聞きします。

これは、平成29年6月議会で質問いたしました。

そのときの教育次長の答弁では、年次計画を立てて、計画的にトイレの洋式化を実施してまいりたいとありました。その後の進捗状況をお聞かせください。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

小学校のトイレ改修につきましては、本年6月議会の一般質問でも答弁させていただきましたが、小学校の普通教室棟に最低1カ所洋式トイレがあるように、計画的に改修を進めてきており、平成30年度でその目的を達成しております。

しかしながら、小学校のトイレは1日のうちで一度は利用する学校生活には必要不可欠な空間にあるにもかかわらず、老朽化等に伴い、臭い、汚い、暗いというイメージがあり、敬遠されがちになっております。

そのイメージを解消し、清潔で機能的で快適な子どもたちが利用しやすいトイレにする必要があることから、来年度、多奈川小学校の普通教室棟1階のトイレを全面改修する予定にしておりますが、少しでも早く整備を進めていく必要があると判断し、この9月議会におきまして補正予算案を上程させてもらっております。

この多奈川小学校のトイレ改修を一つのモデルとして、引き続き深日小学校、淡輪小学校と計画的に子どもたちが快適で利用しやすいトイレの整備を進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ちなみに、その多奈川小学校のトイレ改修にかかる費用は幾らでしょうか、わかっているらばお答えください。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 質問にお答えさせていただきます。

この9月議会におきまして上程させてもらっております予算案につきましては、トイレ改修工事としまして900万円、工事監理業務委託料として50万円、合計950万円を上程させてもらっております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 最近では、災害発生時には避難所にもなる小学校のトイレですね。そのトイレは子どもたちのためのみならず、また避難された近隣の住民のため、特に高齢者のためにも必要かと思えます。



高額になりなりますが、修繕費にかかる費用は多くなりますけど、どうか子どもたちのため、また住民のためにも取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、学校給食センターの統合についてお聞きします。

これは平成29年12月にお聞きしました。その後の進捗状況はいかがでしょうか、お答えください。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

給食センター統合についてですけれども、まず、学校給食は学校給食法に児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであると定められており、このことを踏まえ本町におきましても、安全でおいしく魅力のある学校給食を提供し、学校における食育の推進を図っているところであります。

本町の学校給食は、多奈川にあります学校給食センターと岬中学校にある岬中学校給食調理場の2カ所で賄っております。

学校給食センターは平成15年に開設され16年を経過し、岬中学校給食調理場は平成9年に開設され22年を経過しております。

学校給食センターの調理能力は1日1,500食、岬中学校給食調理場は1日1,000食となっております。

現在の調理数は、小学校で約610食、幼稚園260食、中学校では約350食、合計1,020食で、数字の上では学校給食センターで賄えることとなっております。

しかしながら、小学校、幼稚園、中学校の献立を同じにしても、食材のカットの大きさ、味付けが異なってきます。

そうなりますと、調理の工程ラインを増やす必要がありますが、給食センターの調理スペースではおさまらないため、施設改修等の検討が必要になってきます。

また、給食センターから中学校に給食を配送する必要がありますが、新たに配送車や配送する人数が必要になるとともに、中学校に配送車を受け入れる施設整備の検討も必要になります。

このように学校給食センターと岬中学校給食調理場の統合につきましては、幾つかの課題をクリアする必要があります。

課題のあるところですが、少子化が進む中、園児、児童、生徒数が減少していく見込みであり、施設の老朽化も進んでいることから、今後、統合も視野に入れて検討していく必要があると考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ちなみに、給食センターの修繕費というのは、これはわかりますか。今年、当初予算に上げているかとか、すぐにわからない。

結構です。修繕費も結構要ってくると思います、古いですからね。

私がこの質問をした平成29年のときの3小学校の児童数は581人でした。今年、令和元年では539人。中学校の生徒数は平成29年、369人から、今年は315人に減少しています。合わせて96人。2年間で96人、10%減少しているのですね。

そのとき、私が質問したときに、人口推計のデータを紹介しました。これから先、人数どんどん減っていくという話をしました。人口も減っていく、また建物もどんどん老朽化していく、維持費もどんどんかさばってくると。だから、早い段階で統合すればどうかというのを提案させていただきました。

その平成29年の私の質問に対して、教育長の答弁は、議員の調査された推計には敬意を表したいと思います。しかし、現状あくまで推計でございます。何人になるかということも、私のほうも調査し、推計ほど子どもたちの数は減らないと思っておりますという答弁でした。

2年間で96人、10%既に減少しております。このことについては、いかがでしょうか、教育長、お答えください。

○奥野 学議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 今、言われましたように、議員の推計のほうがより近かったのかなと思っております。これも、やっと統合について検討せえという指令もいただきましたので、今後、十分検討して、早いめに統合のことも考えていきたいなと思っております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私の推計のほうが近かったって、私は国の推計をもとに言っているのですよ。あなたは何の推計をもとに言っているのですか。

私のほうも調査し、それだけ数が減らないと言っていました。何をもとに推計したのでしょうか。答弁してください。

○奥野 学議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 その時点では、流入人口とかいろいろな希望もございましたので、これだけ大きく減るというような予測は私の中ではなかったということでございますので、本当に申し訳ございませんでした。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 先ほどの小中一貫のこともそうでした。今回の給食センターの統合問題もそうです。

検討すると言いながら、何も前に進んでないのですね。本当に、もうその検討を進めていく

時期に来ている、僕は遅いんと違うかと思うぐらいね、事態が進展していつているのですよ。

とっかかるのが遅ければ遅れるほどどんどん深みにはまっていくというか、遅れていくと思うのですよね。ですから、できるだけ早めに、また本当に検討してください。

次に、中学校の部活動の外部コーチ招聘についてお聞きしたいと思います。

これは、午前中のとき答弁してくれたのかな。

要は、岬町でも方針をもうつくったということですね。岬町で方針をつくって、今、学校へそれを渡している。

今、学校が中学校で方針を策定しているのだと。その策定も間もなく終わるだろうということですね。そういう答弁ですね。

ということは、中学校の部活動の外部コーチの招聘については、その導入が決定していると、そう理解していいのでしょうか。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 質問にお答えさせていただきます。

外部指導員につきましては、制度としては確定しておりますので、先ほども答弁させていただきましたけども、導入に当たっては就業規則、実施要項、あわせて予算措置も必要になってくるということと、あと人選、指導者の人選も必要になってくるのと、学校関係者と相談しまして、どのクラブ活動に必要になってくるのかというのを相談しながら、総合的に検討していかないといけないのかなというふうにも思っております。

ですから、導入の決定かどうかというのは、制度としては導入することはできますので、導入に当たっての準備を進めた後に必要な人材等を人選していきたいなというように思っております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 であるならばね、その人選にもう取りかかったらどうかなと思うのです。というのは、せっかくいい制度があるのだから、できれば来年の当初からでもスムーズにできるように準備を早い段階から進めていくべきではないかなと、中学校の策定も終わるのであれば、それを待たずに、待ってから腰を上げるのではなくて、同時に進めていったら、もう来年からできると違うかと。

中学校の部活動ももっともっと活発化していきますよね。子どもも喜びますよ。

実際に、泉佐野市では今年から外部コーチを導入するそうです。この費用については、国から補助金が出るそうです。それをもとにやっております。

また、既にこの外部コーチを導入しているところのアンケートなんかを聞いていると、子どもたちが今までの顧問だったら精神面しか言ってくれなかったと。だけど、スポーツの技術面まできっちり教えてくれると。だから、非常にいいという、そんなアンケート結果も出ております。

ですので、これも子どもたちのために早く導入できるように進めてほしいと思います。よろしくをお願いします。

次に、大きな2点目、みさき公園のあり方についてお聞きします。

質問に入る前に、午前中もありましたけど、南海電鉄が業者と交渉を続けて、一旦決裂状態に今なっているということでお聞きしましたけど。

しかし、交渉というのは今後どうなるかわからないと。

また、岬町と南海電鉄の交渉も今後また残っていくと思うのですね。それは遊園地としてみさき公園が存続する存続しないにかかわらず、岬町と南海電鉄はこれからも交渉事が続くと思います。

そういう意味で、交渉事というのは、もちろん相手があることだと思いますので、公にできない部分もあろうかと思います。

私は全てお聞きしたいのですが、今後の交渉に支障のないところで答弁をしていただければと思います。

質問者の私から言うのおかしいですけど、でも、これはそうしなければ後々交渉が決裂してしまえば、全てだめになってしまうのですわね。そういう意味で、その可能性も残しながらと思うので、あえて一言つけ加えさせていただきました。

この件については、午前中、道工議員からも質問されていますので、私はまた違った角度から聞きたいと思います。

初めに、遊園地存続の場合について。

今現在で公園従事者は何人おられますでしょうか、答弁をお願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

南海電鉄のほうから現在の公園従業者数につきましては50名程度と聞いております。

また、公園内で営業されている事業者の方の従業員数は把握できておりませんが、南海電鉄からは13事業者が公園運営にかかわっていると聞いております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 では、みさき公園が存続することによって町の税収はいかほどになるのか、これもお答えください。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 個別の税収についてはお答えすることはできませんが、土地につきましては約3,000万円程度と認識しております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 雇用については、園内事業者の方に聞くと100名を超えると聞いております。

100人以上の雇用と今ありました3,000万円、最低だと思えますけど、それぐらいあると思えますけど、100人以上の雇用と安定した3,000万円の税込、これは岬町にとって本当にありがたいことだと思います。

岬町では、これまでも深日港航路の廃止や関西電力発電所の休止など、企業の撤退を経験しました。その都度、大きな打撃を受けたのは承知のとおりであります。

その上、今回は南海電鉄が公園事業から撤退し、みさき公園が閉園するという危機的状況にあります。

みさき公園が閉鎖されるということは、岬町にとってこれまでの企業の撤退とは比べものにならないほど重大な問題だと私は認識をしております。

今、どの市町村でも町おこしの一環として物産品などブランド化を推進していますが、岬町にとっては、みさき公園の存在自体が岬町のブランドであると考えるのは決して私だけではないと思います。

泉州地域の人たちもみさき公園は泉州地域のブランドである、ぜひなくさずに続けていただきたいという声もたくさん聞きます。

約60年間に一度でもみさき公園を訪れた人は数知れず、その来園範囲も主に関西一円から全国にも広がりを見せ、閉園を聞いた人は皆一様に驚きと悲しみを感じています。

中には、親子三代にわたって動物園を訪れた家族も多く、その落胆ぶりは大きなものになっています。

ましてや、岬町の住民にとってはなおさら大きなショックと感じております。

南海電鉄が公園事業から撤退するならば、他の企業に引き継いでもらって公園を存続させればよいと思います。

聞けば、南海電鉄が事業継続のために交渉していた企業とは条件が合わずに決裂したと。その条件とは、南海電鉄と岬町との間のものだと聞きました。その条件とは何か、お聞かせください。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

午前中の答弁と重複するところもございますが、南海電鉄のみさき公園事業からの撤退の申し出に当たりましては、町はみさき公園が存続できるよう運営事業者を探すこと、将来にわたって公園を存続させるため町に土地を譲渡することを求め、南海電鉄は町の意向を受けて公園用地を町の用地とすることを前提に運営事業者を探す努力をいただいていたところでございます。

南海電鉄からは、今回、この公園運営に関心を持った事業者はありましたが、その事業者は当初、土地所有を条件とされておりませんでした。途中から土地所有を条件とされ、町が公園用

地を所有する条件に合わないことから協議が進まなかったと報告を受けております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 岬町が以前に経験した他の企業の撤退のときとは今回は事情が違って、今回のみさき公園の閉園については皆が反対であります。存続には皆が賛成だと思います。

今までの企業も撤退のときはもちろん賛成はないでしょうが、企業の都合上やむを得ないというのがあったと思います。でも、今回の場合は少し事情が違うと思います。

今回の件は、閉園か存続かではなく、存続しか選択肢がないのだと思います。まず存続ありきでほかの条件、対策を考えるべきだと思います。

言うなれば、岬町住民の大多数が存続を願っているみさき公園を閉園してまで守らなければならないものとは一体何でしょうか。

一度閉鎖した施設を復活するのは大変難しいことは、深日港航路や関西電力発電所の事例からも明らかであります。ここはもう一度再考していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員の質問に答えさせていただきます。

おっしゃることはよく私も理解できて、先ほど、朝の道工議員のほうからも同じような意見が出ました。

何が邪魔しているのかというのは、やはり道工議員のときにお答えいたしました、土地は第三者に譲渡、または貸与してはいけないという土地の覚書がございます。

ここに、私の調べた資料で間違っているかもわかりませんが、昭和30年代のみさき公園に関する資料がございます。これは、泉みさき公園を開園するときの重要な資料でございます。

この資料の中に、第10条のところに、この土地の権利については第三者に譲渡、または貸与してはならないと、このようにうたっております。

それから次に、これは淡輪村、そして深日町の合同による泉みさき公園の建設に至っての内容なのです。

その後、岬町に合併されて、昭和36年に田中町長になられたときの契約がございます。その契約の中の第7条なのですけども、これを見ていただいたら、7条なのですけども、この7条の中にも、乙は第6条の土地を第三者に譲渡又は貸与しないのはもちろん、これを公園敷地以外の目的に使用してはならないということがここに書かれております。

そして、平成19年なのですけども、19年に基本契約書又は協定書、覚書がございます。これは当時の石田町長のときに皆さん方ご承知の方もあろうと思いますが、大阪ゴルフ場を都市公園から外してほしいということが端を発しまして、議会のほう、また行政もいろいろとこれ

についてご協議をした経過がございます。

その中で、第6条のところに、昭和36年4月1日の締結契約は基本契約締結終了後失効すると、こうなっているのですね。

そしたら、この基本契約書は当然、権利の放棄ということになりますので、議会の議決がいと私はそう解しております。

昭和36年の田中町長のときも議決しております。

そして、泉みさき公園のときも同じように議決されております。

それを、私が今回、第三者の方が土地を条件でなければ後の継続業者来ないということになって、この契約を無視して、もしそれをやった場合に大きな住民に対して損害を与えることになるのではないかな、このように私は察して、土地の問題については強く南海に無償譲渡してほしいと。

その後、お互いに協力して、あそこに建っている建物と、またはそういったものについては協議していきましょうと。

ただ、そこで私が一番先に社長に申し上げたのは、従業員、またはそこでやっている事業者、そういったところの責任はきちんと持っていただけるのかということをお願いしました。

そのためには継続業者を探してほしいということをお願いしたのが、最近、表に出ていますAという会社が当初のうちは、そのようにずっといろんな条件面を協議してきたわけなのですが、17回か18回のうちの後半の2回ぐらいから土地を全面的に譲渡してもらわないとこの話は継続はできないという返事が町のほうに、南海のほうを通じてまいりました。

そうなった場合、私はやはりこの契約をしっかりと守ることが私の責務であるし、住民の財産をしっかりと守っていくという立場にありますので、そういった意味で皆さん方に、実は私も同じく、公園は一旦廃止するとなかなかそれを開園することは難しいというのは十分承知しております。

しかし、今ここで短期的にものを考えるのか、長期的に考えるかということになると、岬町の今の財政状況、いろんなことを考えると、やはり、ここは腰を据えてしっかりと次の新しい公園づくりを考えるほうが私はいいのではないかなというふうに考えて、今回、土地の譲渡については申し訳ないけどもお断りをさせていただいた。

しかし、この権利者はあくまで南海ですので、南海が本来は断るべきはずのものでありますけれども、南海は岬町のほうへ、相手がこう言っているがという状況を説明されて、私どもに判断を仰いでこられたということでもありますので、本来は南海がそういう条件であるわけですから、しっかりとその辺の判断はしてほしかったのですが、それは私のほうで譲渡は難しいということをはっきり申し上げた次第であります。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 過去の契約時には、議会で議決をしたとあるならば、今回も議会で議決すればいいのかと思うのですが。

町長一人の判断ではなくて、議会で議決してもいいのではないかと思います。

今、国では安倍政権が国の根幹の法である憲法を改正しようとしております。過去何十年前かの岬町と南海における契約、それも時の町長が全て判断したものであると思います。

今の判断は現在の政治家、我々議員を含む政治家が判断すべきものだと、その状況を考えて、ここは判断すべきときではないかと思います。

よくも悪くも、先のことや将来のことは何が起こるか正確にはわかりません。正確にはわからないが、どちらかの選択を迫られるときには、将来と今にとってよりベターなほうを選ぶべきだと考えます。ベストの答えというのは何年も先に結果を見てからしか判明しないものだと思います。

田代町長は議会議員を何期も務められ、町長選に挑戦し当選されました。そして、今まで順調にその任を全うしてこられて、町長としても3期目に入り、安定政権を迎えております。また、政治家としても円熟の域に達しておられます。

今回の判断は岬町の町政始まって以来、いえ、岬町が続く限り、未来永劫にわたって語り継がれるものになると思います。

今、このときの判断が将来の政治生命にも及ぶものになるかもしれません。それは、私たちも同じことです。

くどいようですが、もう一度町長にお聞きします。それほど重大な意義を持つ今回の決断について、考え直す余地はもう残っていないのでしょうか。後世に、みさき公園を閉めた町長という汚点を残すことになるかもしれません。再考をお願いします。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

まず、町長としての責務というのをはっきり申し上げまして、やっぱり約束事はしっかりと町民と約束したわけですから、それは守るべきだというのは本来の姿かなと思っています。

ただ、今おっしゃっている、そのときの状況というのがあります。そのときにいろんな判断をしなければならないときは、これは議会の意見も聞き、そういった中で結論を出していくべきだと私は思っております。

しかし、今の状況は南海はまだ来年3月31日まで営業をされ、そして、土地の所有権は南海の手元にある。

そういった状況の中で、私どもが南海の土地を云々ということは私は言えないのではないかな



と。しかるべく考えるなら、やはり今の契約書をもとに判断をして、そして3月31日の終わった時点で私どもに南海さんからもし無償譲渡があった場合は、そこで私は判断をしたいと、このように思っております。

私は公園をどのような形に持っていても、これは継続してやっていく事業だと、そのように思っております。

ただ、一時期時間のずれ、また、そういった日時のずれがあるかも知れませんが、公園事業はいろんな方法を講じてやるべきだと、このように思っております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。残り1分30秒ですので、よろしくお願いします。

○坂原正勝議員 当然のことながら、これは交渉事ですので、相手があることです。

南海電鉄と継続企業との交渉が7月31日をもって決裂した状態になっています。

今なら、まだ間に合うかもしれません。いえ、もう今しかないのかもしれません。

町長はかたい信念のもと決断された結果には重いものがあると思います。あるとは思いますが、私は最後まで多くの住民と議会からの声を届けてまいりたいと思います。

次に、自然公園の場合ですけど、維持管理にはどれほど費用がかかるか、これをお聞きします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。もう、残りわずかですので手短によろしくお願いします。

○西総務部長 具体的な維持管理につきまして、まだ検討は行われておりませんので、費用の算定というのは行われてないところがございますが、住民の方が憩える公園として維持管理するためには、トイレの維持や草刈り、水道、電気などの光熱費など費用が必要になってくると考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この自然公園の場合というのは、来年度以降の話だと思いますが、来年度もうすぐにかかるかどうかは未知数でありますけど、特に有効活用されるように望みます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○奥野 学議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 再開は14時50分にさせていただきます。

暫時休憩いたします。

(午後 2時33分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

北九州を中心にした豪雨災害が発生し被害が続く中、被災者への支援を強めることが求められています。

犠牲になられた方々と、そのご家族、関係者にお悔やみを申し上げるとともに、被害を受けられた皆さんにお見舞いを申し上げます。

全国各地で繰り返し災害が発生し、日本が災害多発列島であることが浮き彫りになっています。大阪でも、昨年6月の大阪北部地震や9月の台風21号により大きな被害が発生しました。

私たちにとっても、過去に経験したことのない災害に見舞われ、岬町内でも台風の爪痕が未だに残されています。

気候変動の影響で、過去に経験のない災害も多く発生しており、災害時の情報伝達や確実な避難など、従来の枠にとられない備えが求められています。

総務省が2日に発表した昨年度の法人企業統計では、資本金10億円以上の大企業の内部留保が450兆円に迫り、過去最高を更新したことが報じられました。

その一方で、実質賃金は6カ月連続前年同月比で減少し、消費者の買い物などへの意欲を示す消費者態度指数は11カ月連続で悪化。全国スーパーと全国百貨店の売上がともに4カ月連続マイナスと、増税前の駆け込み需要すら起こっていません。

過去2回10%増税を見送ったときは、日本や世界の経済の悪化を理由にしていますが、現在はそれ以上に深刻な状況になっています。

制度をより複雑にしているポイント還元は、ポイント還元に必要な中小企業の登録が対象事業者のおよそ2割にとどまり、来月からの増税の強行が暮らしも地域経済も日本の財政も混乱と破綻に導くことは目に見えています。今からでも消費税の10%増税は中止すべきであることを改めて主張するものであります。

公的年金の財政検証が公表されましたが、基礎年金の3割が削減され、年金制度が維持されても年金生活者の暮らしが一層立ち行かなくなることを示しています。

マクロ経済スライドによる基礎年金部分の削減割合が高いために、現役時代の給与が少ないほど年金が削減され、格差の拡大と貧困化を一層進めるものとなっています。今、必要なのは減らない年金の実現であります。

過大に積み上げられた年金積立金を計画的に取り崩し、マクロ経済スライド廃止の財源として活用し、何よりも賃上げと安定した雇用で年金財源の担い手を強化することです。

あらゆる分野で、安倍政権が進める政治によって痛めつけられている住民生活を、一番身近な防波堤となって守れる地方自治体である岬町の役割が一層求められていることを強調し、質問を

始めます。

一つ目は、会計年度任用職員制度についてお尋ねをいたします。

来年度から導入が予定されているこの制度でございますが、2017年に国会で成立したものであります。

まずは、会計年度任用職員制度の内容について、概要を簡潔にお示しいただきたいと思っております。お願いします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員の質問にお答えします。

まず、会計年度任用職員制度の概要につきまして、ご説明いたします。

現在、全国的にも自治体で働く臨時非常勤職員の方が増加傾向にあり、地方行政を推進していく上で重要な役割を担っております。

全国の官公庁でも多くの臨時非常勤職員の方々が勤務されており、さまざまな行政運営において大きな力となっております。

窓口事務、内部事務及び各出先施設等でさまざまな分野で活躍し、地方行政の重要な担い手であるともいえます。

しかしながら、臨時非常勤職員の方々の任用方法が法令上明確でなく、地方公共団体によって任用、勤務条件に関する取り扱いがまちまちであるため、臨時非常勤職員の適切な任用、勤務条件を確保することが求められており、特に、手当や休暇制度などの処遇について正職員と比べて大きく格差がございます。

こうした状況を受け、平成29年4月に地方公務員法の改正を行い、令和2年4月に会計年度任用職員制度が導入されることになりました。

来年度以降の本町の臨時非常勤職員の雇用に関し、この新たな制度の構築の中で任用形態、処遇を確定し、業務精査の上、適正配置へつなげていくことが求められております。

会計年度任用職員とは、一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職とされております。

また、勤務時間が正職員と同一の方はフルタイム会計年度任用職員、勤務時間が正職員と比べて1分でも短い方はパートタイム会計年度任用職員という形で2種類に区分けされております。

概要的には以上です。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまご答弁をいただきました。

来年度から導入をされる予定であります会計年度任用職員制度について、簡単に説明をいただきました。

今、岬町の役場、また出先機関で多くの皆さんが臨時的な任用ということで、いわゆる臨時職

員というように私たちは呼びますけれども、そういった形で多くの皆さんに公の業務を担っていただいているというのが実態だと思います。

今、答弁をいただいた中でも、地方行政の重要な担い手となっているということでありました。その数の実態がどうあるのか、引き続きお尋ねしたいと思います。

岬町における職員数をお尋ねしたいと思いますけれども、2015年における正職員と臨時職員の数、それから直近の2019年における正職員と臨時職員の数についてお尋ねをしたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 ただいまの中原議員の質問にお答えします。

平成27年4月1日現在の正職員の数ですが、正職員の数が149名、それから臨時職員の数が151名でございます。それから、直近の平成31年4月1日現在では、正職員の数が151名、臨時職員は180名でございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 過去5年間、5年前と現在をお示しいただいたところでありましてけれども、正職員は微増という傾向にあるもとの、臨時職員はおおよそ30名ほど増加している。さまざまな行政需要に応えるためのものと理解はしますけれども、先ほどおっしゃったとおり、行政の住民サービスの中で重要な担い手となっている。むしろ、臨時職員の皆さん抜きには住民サービスがとも維持できないという側面もあるというように、数から見ても言えるのではないかと思います。

私自身は、本来は臨時職員という形で行政の担い手となって、補助的な役割を果たしていただく必要がある業務については、正職員を抜本的に増やす形で行政を担っていく必要があると考えておりますけれども、臨時職員として働く方の中には扶養だとかそういう関係で、正職員として働くことを求めているという方もおられることもありますし、また、行政側の定数管理という議論についても全く理解しないわけではないので、まずは当面、住民サービスを維持、向上させるためには大きな役割を担っていただいている臨時職員の皆さんの処遇の改善が欠かせないと考えているものであります。

その点で言いますと、来年度から導入をされるこの会計年度任用職員制度に伴って拡充をされる、改善をされる、働くことへの意欲に結びつく内容が含まれているものと考えているものでありますけれども、その点での制度の拡充部分、処遇の改善部分についてもこの機会にお尋ねしたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 ただいまの中原議員の質問にお答えします。

会計年度任用職員制度が導入されることになって、大きな変更点、現在の臨時職員の雇用内容

と、それから新しく制度改正がされて臨時職員さんが会計年度任用職員に移行された場合、いろいろ処遇改善ということで変更点が幾つかございます。

それに関してご説明させていただきます。

まず大きな変更点としましては、手当の関係で、地域手当、それから期末手当の支給が可能になったこと、それからフルタイムの会計年度任用職員には退職時の退職手当の支給などもできる規定が整備されたということでございます。

また、給与に関しましては、厚生労働省の同一労働同一賃金ガイドラインに沿った運用が求められていることから、基本給の設定や再度の任用時の昇給等についても正職員の基準や昇給制度との均衡が求められております。

加えて、これまで本町の臨時職員には年次有給休暇、生理休暇のみ付与しておりましたが、制度導入後、会計年度任用職員は正職員や国家公務員の非常勤職員に準じた休暇制度の充実も求められており、さまざまな処遇改善の検討が行われているところでございます。

一方で、任用根拠が地方公務員法で明確化されたことにより、正職員に規定される各規定が適用されることから、服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となることから、これまで以上に地方公共団体で働くことの責任感が増すものと考えております。

以上が会計年度任用職員導入に当たっての大きな変更点、処遇改善でございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 実際の制度設計についてはこれからの課題であるかと思えますけれども、来年度からこの制度を運用していくとなると準備が大変だろうなどお察しいたします。

何点かさらにお尋ねをしたいと思います。

先ほどお答えいただいた答弁の中で、地域手当、期末手当が支給可能になるということでありました。

これまで支給の対象でなかった手当が支給できるようになるということは、大きな前進面であり、画期的と言うべきものと考えております。

ただし、これは規定の中では支給できるという表現になっておりまして、実際に支給するかどうかは別の問題なのですね。

岬町においては、できるという規定でありますけれども、きちんと支給をするというお考えなのかどうか、この機会にお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、あわせて手当についてですが、勤務手当や時間外手当等について、今おっしゃられた地域手当、期末手当以外の手当についてはどのように対応なさるお考えか、お尋ねしておきたいと思えます。お願いします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員の質問にお答えさせていただきます。

まず地域手当、それから期末手当に関してですが、国のほうのガイドラインでも正職員と同じ月数でやるような方向で一応求められているのですが、月数に関しては各市町村それぞれ一定の裁量がありますので、今、幾らになるかというのはお答えはできないのですが、基本的には、地域手当にしても期末手当にしても、それを支払わないという市町村は恐らくないと思います。本町でも一応期末手当、地域手当に関しては支給するという方向で現在検討をしております。

それから地域手当と、それから期末手当以外の手当ですが、もちろん超過勤務手当とか、正職員に準じた手当の支給ということで、基本的にはフルタイム会計年度任用職員に関しては正職員に近い形でのいろんな各種の手当の支給というのは、一応、現在検討している段階なのですが、まだ、全ての手当がつくとつかないとか、その辺はまだ検討段階ということでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 地域手当、期末手当、いわゆるボーナスについては、支給はするという方向で検討されているようで、大変結構かと思えます。

ただ、自治体の裁量があるということでありましたので、月数等についてもこれから検討していくことになるのかなという印象を受けましたけれども、処遇がきちんと働きに応じて改善されるように、また正職員に近づくように、ぜひ前向きに検討いただきたいと思えます。

ほかの手当についても、確かに制度の中ではフルタイムの会計年度任用職員については正職員並みの諸手当が支給できるという考え方が示されておりますので、まだ検討段階のようでありませけれども、前向きに検討いただきたいと申し上げておきたいと思えます。

今、確認したように、処遇の改善については大いに歓迎すべきところではありますが、不十分な点も残されることとなるでしょう。

ただいま確認をしたところでも、フルタイムとパートタイムという勤務時間によって2種類の任用形態に分かれるということでありまして、フルタイムで働く任用職員には退職手当が支給できますけれども、パートタイムには支給しなくてもいいと、してもいいのですが、しなくてもいいということに制度上は現時点ではなっております。

それからもう一つ、今、確認したとおり、ほかの手当、それについてもフルタイムとパートタイムで格差が生じることとなりますので、この点については検討段階でさらなる改善を求めておきたいと思えます。

いろいろ会計年度任用職員制度にかかわってお尋ねをしておりますけれども、私が最も懸念するのは、制度の導入によって住民サービスが低下しないのかという問題であります。

この点について、岬町としてはどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

お願いします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員の質問にお答えします。

近年、社会情勢の変化などにより住民サービスは複雑多様化しております。これらの多岐にわたる行政需要に対し、住民サービスの向上を図るためには適切な人員配置が必要不可欠と考えております。

一方、適正な人員配置を行うと同時に、本町の財政状況を鑑みながら、総人件費抑制も図る必要もございます。

これらを踏まえ、人事担当部局におきましては、毎年、当初予算要求時に各課から新規事業の有無や各事業の進捗状況、職場環境の状況についてヒアリングを行い、翌年度の適正な人員配置に反映させているところでございます。

ヒアリングを行うことで、各課に求められている福祉や教育、都市基盤など、多岐にわたる行政需要の内容を毎年精査、把握し、把握した上での適正な人員配置を行うことにより、住民サービスの向上を行っております。

会計年度任用職員制度の導入により、住民サービスが低下しないかということに関しましては本制度の職員に関しては、一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職と定義づけられております。

このことは、複数年にわたる事務的経費として管理するのではなく、毎年度の歳入歳出予算を通じてその職に対しての必要性を十分に精査し、適正に配置することが重要との考え方からです。

この考えは、これまで本町が行ってきたことと変わりがないと理解しておりますので、制度を導入することによる住民サービスの低下は発生しないと見込んでおります。

今回の制度改正は処遇改善と任用根拠の明確化と認識しております。制度導入後も、これまでどおりの職の精査を行い、さらなる住民サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 お答えいただいた中で、制度が変わっても、岬町においては年度ごとに住民サービスの必要性について検討をし、そこに必要な人員の配置を行っているということで、これまでどおりの運用という点で変わりがないということでありました。

処遇の改善という前向きな点とあわせて考えて、住民サービスの低下にはつながらないであろうというお答えであったのかなと思います。

その姿勢については評価できると思いますけれども、先ほど来繰り返しおっしゃっているとおり、この会計年度任用職員、これまでの臨時職員も同様ですけれども、一会計年度を超えない任用ということで、雇用の不安定さという点ではこれまでと全く変わりがないのです。

臨時職員として働く皆さんにとって、一番の不安は雇いどめであると思います。会計年度任用職員制度は、先ほど来確認しているとおおり、処遇の改善を図られますけれども、相変わらず任期の任用、期間に定めのある任用ということでありまして、雇用の安定化という面では不安定雇用が継続されることとなってしまいます。

この点にかかわって、2年前の法成立時に、国会における参議院、衆議院ともに附帯決議が挙げられておりまして、その内容について確認をさせていただきたいと思います。

附帯決議の一つ目の項目にはどのように記されているかお示しをいただきたいと思います。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 ただいまの質問にお答えします。

附帯決議の内容ですけれども、四つありまして、そのうちの一つ目が、先ほど中原議員が質問されている分ですけれども、会計年度任用職員及び臨時的任用職員ついて、地方公共団体に対して発出する通知等により再度の任用が可能である旨を明示することということになっております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 衆参ともに同じ内容の附帯決議が挙げられているわけですがけれども、今お示しいただいたとおおり、再度の任用を明確化することを政府に対して求めておりまして、衆参ともに雇用の安定化を求める内容となっております。

附帯決議の三つ目の項目において、会計年度任用職員の移行に当たってはどのように記されているかお示しをいただきたいと思います。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員の質問にお答えします。

附帯決議の3番のところで、会計年度任用職員の移行に当たっては、不利益が生じることなく、適正な勤務条件の確保が行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うことと書いております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 三つ目で求められているものが、会計年度任用職員への移行に当たって、不利益が生じることがないようにということが求められております。

もう少し確認をさせていただきます。

同じ三つ目の項目の中で、財源の問題についてどのようにうたわれているか、お聞きしたいと思います。

先ほど来、処遇の改善についてお聞きしてきたところでもありますけれども、岬町でも現在180人の臨時職員の方々がおられて、その方々、皆さんが任用職員制度としてまた引き続き岬町でお仕事をされるかどうかは別として、この数がそう大きく減るということは考えにくいわけです。



その方々の処遇の改善にはかなりの財源が必要になってまいりますけれども、この財源の問題については附帯決議でどのようにうたわれているか確認をさせていただきます。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員の質問にお答えします。

附帯決議の中で、財源に関しては、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めることということになっております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 新たな財源が必要なことから、国からその財源は措置されるということになっておりますけれども、期末手当だけでも相当の財政負担ということになると思います。

この財政負担については政府に要望が各自治体からも提出をされているようでありますが、今、確認させていただいたとおり、衆参からも政府に対して財源をきちんと確保するようにと求めているところであります。

この要望については言うまでもありませんが、岬町からも引き続き強く求めていただきたいと思います。

ここで懸念されるのが、必要な財源が確保されない場合、どんなことが起こり得るかという問題であります。

例えば、退職手当が発生しないように、フルタイムの任用に移行するはずの方の勤務時間を短縮してパートタイムとして任用をするというようなことが起こったり、期末手当の増大を抑えるために民間委託による雇いどめが発生するというようなことが懸念されるわけです。

午前中に道工議員からの一般質問で、窓口業務等を民間委託してはどうかという角度からの質問がございましたけれども、私は民間委託ではなく、町が直営で住民の利益を守る、個人情報も守るという立場で任用していくということを求める立場でありますけれども、今、挙げたような任用の例が行われるとすれば、会計年度職員に移行される、その方そのものに不利益が及ぶだけではなく、正職員にも、住民サービスにも影響が及ぶことは目に見えております。

今、私が挙げたような運用をなさるといったお考えはないということですのでよろしいのでしょうか、念のため確認をさせていただきたいと思います。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、民間委託に関しては、ほかの議員さんの答弁でも言っていたのですが、議会の要請もありますので、これから機会を捉えて、いろんな窓口委託の検討ということで、機会があれば一応検討していくような形にはなるのですが、来年度すぐにはというところがございます。

コスト等の関係もございますので、その辺はすぐには移行ということはないのですが、そ

れから、会計年度任用職員の勤務時間のことですけども、毎年、当初予算のヒアリングの中で時間を長くしてくれとか、逆に時間を短くするので、何かをつけてほしいとか、いろんな各課からの要望といいますか、それぞれの職場での正職員の業務の範囲、それから臨時職員にはこの補助業務をやってほしいということで、時間的なこともいろいろ毎年の予算要求の中でいろんな話を各課とするわけですが、現在、ほとんどの方が、6時間勤務の方が一番一般事務が多いのですけども、若干名、フルタイムの臨時職員もいるにはいるのですが、来年度に関しましては、その時間が短くなるとか、そういうことは現在、ヒアリングをまだしてないので、来年度、またどんな新規事業が起こるかもわからないし、いろんな業務の勤務時間とかも含めて、臨時職員さんの業務の精査をする中で、短くなる可能性はないとも言えないし、そのままになるかもわからないし、そこは予算要求の中のヒアリングの中で毎年決まっていくような形でございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、答弁から受ける印象としては、この制度が導入されることによって財政負担が新たに発生する、そのために意図的に財政を抑制するために役務を短くするという発想はお持ちでないという印象を受けました。

先ほど確認したとおり、移行に当たっては不利益が生じることがあってはなりません。そもそも、この制度そのものの説明も必要であると考えます。

会計年度任用職員制度への移行に当たっては、今、働いておられる全ての臨時職員の皆さんに制度を説明すると同時に、丁寧な意向の調査を行う必要があると考えます。

その人その人の、例えば家庭の状況によって、処遇の改善というのはプラス面なのですが、例えば扶養に入っておられる方なんかで言いますと、年間の収入、所得についてもきちんと管理していく必要がある方もおられます。それに基づく希望をお持ちの方もおられますので、そういった意向をよく聞く必要もあるのではないかなと思うのですが、臨時職員の皆さんに説明や意向調査はなさるご予定があるのでしょうか。

また、このことについては組合や団体との協議も必要だと思いますけれども、この点についてもあわせてお答えをいただきたいと思います。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員の質問にお答えします。

まず、臨時職員さんへの意向調査ですが、基本的には、これからのスケジュールとしまして、まず、庁内のいろんな方針を固めて、それから組合さんと協議をして、それから最終的には、恐らく12月議会になるのですけども、12月議会で条例改正等を行って、その後、1月ぐらいに公募を行って選考を行って、最終3月中に雇用を決定していくという流れにはなるのですけども、意向調査に関しましては、現在するとしてもしないとも言えないのですけども、少なくとも、組合と

もいろいろこれからいろんな協議をしていく中で決まってくるということがいろいろあると思うのですが、最終的には12月に議会で全てが、条例も含めて内容等決まるのですが、それまで余り時間がないのですが、いろんな組合と協議する中で、アルバイトさんには来年度、例えばどういう形になってきそうですよとか、ある程度の情報は各職場から流していったらあげないと、来年、不安になるかなっていう気持ちはございます。

ただ働き方、扶養とか、その関係の話でいうと、地域手当と、それから賞与等を年間フルに、初年度は4月からにはなるのですが、年間フルでいった場合、扶養の範囲を超える職員さんも結構出てくるのではないかと思います。実際、今の職場配置に関しては、基本的には一般事務の方で6時間勤務の方が多のですが、もし、その方たちが扶養を超えてしまうので勤務時間を短くしてくださいとかいう話になると、それはそれで、岬町役場の中で働くところが、逆に言ったらなくなってしまふような形にもなっている。基本的には、会計年度任用職員の処遇改善に関しましては、月収が増えて、年収も増えて、基本的にはお給料の底上げみたいなイメージになっていますので、なかなかどうしますかっていう形で意向調査をした場合、勤務時間を短くしないと雇用ができない方が続発するようになります。

どちらにしても、今の臨時職員には来年度の雇用等かなり心配されている方もいらっしゃると思いますので、ある程度形が決まってきたら、こういう形で今進んでいますとか、いろんな情報を流してあげて、来年度は、公募はするのですが、処遇は改善されますという形で臨時職員には伝えていきたいと思っております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 現実的には痛し痒しというのでしょうか、そういった点があるのかと思いますけれども、まずは組合と協議を進めるというところだと思います。

適切な情報の提供などを通じて、非常勤の会計年度職員に移行されるであろう皆さんに対しても情報の提供を怠らぬようにしていただいて、結果的に労働意欲が高まり、住民サービスの向上につながるという結果になるように。

また、先ほど確認したとおり、移行に当たって不利益が生じないような、丁寧な運営を重ねて求めておきたいと思っております。

会計年度任用職員制度の導入にかかわってはこの程度でとどめておきたいと思っております。

次の質問に移ります。

各種選挙における投票権の保障、拡充について質問したいと思います。

議会制民主主義にとって、国民の選挙権を保障することは根幹をなすものであり、守られ、保証されるべき権利であることは言うまでもありません。

公職選挙法第1条には、この法律は日本国憲法の精神にのっとり、衆議院議員、参議院議員並

びに地方公共団体の議会の議員及び長を構成する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公正かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発展を期することを目的とすると記されており、憲法と公職選挙法を踏まえて、選挙における投票権の保障の意義はご理解いただいているものと考えております。

そこで、重要な政治参加の一つである投票権、投票する権利についてお尋ねをいたします。

投票には幾つかの方法がありまして、期日前投票や不在者投票、在外投票制度がありますが、それぞれ制度が拡充されてきたところでもあります。

今回、一つ目にお尋ねするのは、不在者投票についてであります。不在者投票制度は、選挙期間中に滞在地や指定病院等の施設、郵便による投票を可能とするものでありますが、病院や施設に入院、入所されている方の投票についてお尋ねをしたいと思います。

不在者投票を行うことのできる施設の条件や、指定の仕組みについてご説明をいただきたいと思っております。

あわせて、岬町内で指定されている施設をお答えください。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

不在者投票施設につきましては、公職選挙法施行令第55条第2項の規定に基づきまして、都道府県の選挙管理委員会が指定しているところでございます。

不在者投票ができる施設につきましては、適正な執行を確保するため、一定の基準に基づき指定がされており、総務省ではおおむね50人以上を収容できる規模を有することを判断の目安として示しておるところでございますが、大阪府選挙管理委員会では選挙人の投票機会の拡充を図るため、おおむね30人以上を指定の目安として定めているところでございます。

本町では、今現在5施設が対象施設となっております、施設名もですかね。

○中原 晶議員 はい。

○西総務部長 施設名で申し上げますと、老健みさき、与田病院、淡輪園、陽だまり岬、ケアハウスほたるが指定施設となっております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 本年7月に行われた参議院選挙の不在者投票の実績についてお尋ねをいたします。

岬町内の、ただいま挙げられた五つの指定施設に加えて、参考までに、阪南市民病院と大阪リハビリテーション病院についてもお聞きしたいと思います、投票用紙の請求数と投票者数を施設ごとにお示しいただきたいと思っております。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 参議院選挙における個別施設での請求者数と投票者数ということでございますが、

阪南市民病院につきましては、請求者、投票者ともに1名、大阪リハビリテーションにつきましては4名と4名でございます。老健みさきにつきましては、請求者数が43で投票者数が41。与田病院につきましては、請求者数が21で投票者数が20。淡輪園につきましては、請求者数が39で投票者数が26。陽だまり岬につきましては、請求がなかったところでございます。ケアハウスほたるにつきましては、請求者数が19で投票者数は18となっております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今回、この質問をさせていただくに当たって、過去の実績についてもご苦勞をおかけいたしましてお調べいただいたところであります。

ただいま答弁のあったとおりですが、請求者数と投票者数に一定の乖離がある施設、また年度によっては乖離が一定あるということも発生しております。これはいたし方ない問題でありまして、投票できる期間に投票しようと思っていたけれど、非常に体調が悪くなって、実際には投票できなくなったとか、そういったことはあつてしかるべきと思いますが、乖離が少し大きな選挙や施設も見受けられる点については今後の改善が必要なのかもしれないということを指摘しておきたいと思います。

この不在者投票については、大阪府の選挙管理委員会が、執行に当たって手引きを作成しておりまして、そこに示されている本人の意思への確認が丁寧に行われているのか疑問を感じざるを得ない訴えが複数私の元に寄せられております。

大阪府の選挙管理委員会の手引きの中では、選挙人、投票しようと思っている人ですけれども、その有権者にかわって不在者投票の投票用紙等を請求、これは岬町に対して請求するわけですが、岬町の選挙管理委員会に対して請求するのですが、その場合に、必ず本人に請求するか否かの意思確認をお願いしますというように留意してくださいという記述がございます。

この点の確認が十分されているのかということに疑問を持たざるを得ない状況が起こっているようであります。

ある施設にお勤めの方からの訴えで、入所者から施設の職員に対して投票に行きたいと訴えたのだけれど、家族に送迎してもらおうよと言われたという話を聞いたんですという訴えがありました。

その方は、残念ながら投票は諦めたようであります。

それから別の方で、入所中の方からも私に直接訴えがありまして、投票に行きたいという訴えがありました。

今は二つの例を挙げたのですが、この例は、先ほどご答弁いただいたうちの指定施設で起こっていることでありますして、不在者投票制度の丁寧な運用を施設において働きかけていただいたかどうか、このことに疑問を感じざるを得ないなと思っております。

施設ではこの運用は大変だと思います。一定の報酬は発生するのですが、ただ、不在者投票の管理者として事務の執行や管理を行っていただくという仕事が本来の職務のほかに発生しますから、これは大変なご苦勞だと思いますけれども、やはり有権者の重要な意思表示の一つである投票行動をきちんと保障するという点について、岬町の選挙管理委員会からも適切な働きかけをぜひお願いしたいと思います。

時間がありませんので、このことはお願いにとどめておきたいと思います。

もう一つ、投票の機会が損なわれないようにという点で、投票の機会を確保するために、投票所へ行くのが困難な高齢者や障がい者に対して、全国でさまざまな努力や工夫が行われております。

岬町においても、送迎サービスを行うなど、投票権を保障する方策を検討するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 先ほど、働きかけのご要望ということで伺っているのですが、1点だけ説明させていただきますと、各指定管理施設については投票日というのを設けておりますので、その投票日以降にもし請求等があれば、できないというか、表現は悪いですが、そういうお話しされたケースもあるのかなと思いますので、一概に不適切な対応をしているということではないかと思っております。

また、その点については我々、投票ごとに不在者投票施設のほうへ請求書等お持ちさせていただいておりますので、その点については、ご指導というか、させていただけたらと思います。

投票困難者への投票権の保障というご質問でございまして、現在、投票率が低下傾向にある中で、有権者が投票しやすい環境を整備して投票率の向上を図っていくということについては重要な課題と認識しております。

投票環境における制約の中から、有権者に有効な投票機会を提供できないという側面があるのであれば、公正確保に留意しつつ、少なくともそのような制約についてはできるだけ解消、改善して有権者一人ひとりに着目したさらなる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくべきものと認識しております。

また、高齢化社会の進行に伴いまして、今後、要介護者の増加が見込まれるほか、高齢者の単独世帯とか、高齢者夫婦のみの世帯も増加して、投票の意思があるにもかかわらず、歩行が困難なため投票に行くことができない方や同居家族の支援がなくて投票に行けないという方が増えていくと考えております。

国の方でも、平成28年の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正の中で、移動支援経費の加算規定というのが新たに設けられております。

ただ、この規定でよく見られる移動支援につきましては、投票所統廃合によって投票所までの距離が遠くなった地域の有権者を対象とした支援措置というのが結構多い事例として見受けられると聞いておりますが、一部の団体におきましては、福祉目的での移動支援の事例もあると聞いております。

本町では、町内14カ所という、非常にきめ細かな投票所を設けておりますので、比較的身近なところに投票所がございます。

福祉目的の移動措置等については、今後、検討していく課題であろうと考えているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、お答えいただいたとおり、確かに全国で総務省がまとめている例を見ますと、投票所の統廃合、市町村の統廃合もあるわけですが、投票所そのものが統廃合されて遠くなったということから送迎のサービス等を行うというところが多いには多いのですが、中には、そうではない、投票所を減らしたわけではないけれど、福祉目的の移動ということでさまざまな工夫を行いながらサービスを提供しているところが出てきています。

おっしゃられたとおり、財源も2016年から措置をされると。国政においては10分の10、地方においては2分の1ということでありますけれども、財源措置もとられるということになっておりますから、今後の高齢化等考えていきますと、これは考えていく必要が発生していくであろうという課題というように思いますので、ぜひ、この点についても前向きに検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○奥野 学議長 中原 晶君の質問が終わりました。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。

それでは、一般質問を始めたいと思います。

今日は3人の議員が質問をしている、まずはみさき公園の閉園についての詳細な経緯や今後についてを質問したいと思います。

8月5日に議会全員協議会の場にて、南海電鉄から岬町長宛に提出されたと思われる書類、後継事業者に関するご報告及び閉園準備についてというのが議員に配付されるとともに、岬町行政から、みさき公園に関する情報が報告をされました。

今回の一般質問もそうですけれども、YouTubeに後で流されるということですし、また、広くこの問題、いろんな、町内もそうですし、町外の方々もすごく関心を持っておられます。真相はどうかということ今日は私は明らかにしたいと思っておりますので、できれば、その

ときに配られた資料の中身をちょっと朗読させていただきたいなと思います。

「本年3月26日に、みさき公園事業からの撤退について貴町に申し入れ、報道機関に公表した後、同公園の存続のため貴町とも協議の上、後継事業者の確保に向けて、同業他社や弊社取引事業者、金融機関等に対して直接的、間接的に広く情報収集を行いました。

結果、4事業者に関心を示していただき、秘密保持契約を締結の上、みさき公園の経営情報を開示するとともに、貴町の基本的な考え方も提示し、ご検討いただきました。」とあります。

「その結果、3事業者につきましても、本格的な条件交渉を開発する前提となる意向表明には至りませんでした。また1事業者については、さまざまな活性化策を検討し、強い事業意欲を示されたものの、事業継続の安定性を確保するために、みさき公園用地の自社所有を主張され、当該用地の町所有化が条件であるという貴町の要望に合致しませんでした。以上の結果として、残念ながら後継事業者を確保するには至りませんでした。」ということで、本格的に閉園準備を開始したいと存じますということを配られました。

私はこの書類を見て、また報告をされて、本当に議員となって一番ショッキングな報告でありまして、行政からもあのときは西部長と町長から説明をいただきましたけれども、その内容、経緯と結果に私は全く理解できなかったもので、さまざまな質問をしました。

質問に対する答弁を聞きながら、私の頭の中で時系列に事柄を整理しつつ、理解できないことを順番に質問しましたが、結局、最後までこの報告について私は納得することができず、理解することができませんでした。

この案件の事の重大さ、また、今後の岬町に与える影響力は、過去の岬町議会に上程された案件の中でも、私は上位トップ3に入るほど大きなものであり、町の行く末をととても大きく左右する案件であると私は強く認識をしております。

しかしながら、この案件の議会への行政報告は2回のみであり、1回目は南海電鉄のみさき公園事業からの撤退の報告、そして、後継事業者の確保に動くという旨の報告が1回目、そして2回目が、私、先ほど読み上げさせていただいた書面の結果報告のみでありました。

町民はもちろん、全国のみさき公園ファンが関心を持っている事案であるにもかかわらず、町政のチェック機関を担う私たち町議会議員でさえこのような事後結果報告に終わっており、住民や関心のある方々に私たちは説明できないレベルの情報しかなかったわけです。いわば、真相がまだはっきりしていない状態かなと、このように私は思っているのですね。

なので、岬町民全員はもちろんです。そして、全国にいらっしゃるみさき公園の存続を希望する方を初め、みさき公園を愛する全ての人々に、ここでこの経緯と結果を詳細に説明いただくと同時に、岬町行政としてこの問題に対する意識と取ってこられた対応と決断は果たして妥当なもので、最善なものであったのか、今日、この一般質問で全てを明らかにして、広く公表するこ



とで、より多くの人々にこの問題を考えていただくきっかけをつくりたいなと考えたため、今日の一般質問で提起することに決めました。

みさき公園といえば、午前中から何回も議員が言っておられたように、自然公園の中に動物園あり、乗り物やアトラクションあり、イルカショーもあるという、全国でもまれな遊園地であり、近畿圏で育った私たち世代の多くは、遊園地といえばみさき公園というほどの、岬町が誇るランドマークであり、シンボルといえる歴史ある遊園地です。

このような、非常に大きな事案、そして、今後のまちづくりにととてもとても影響のあるみさき公園の閉園の事案ですが、閉園の準備を始める結果となる前の、幾つかの重要な判断や決断が必要な事案を議会へ都度、審議議案として上程することもできたと思うのですけれども、なぜ、それがされなかったのか。

例えば、委員会で審議したり、少なくとも協議会を開催するなどできたはずなのですけれども、なぜ議会に上程されなかったのか、そこをまずはお聞かせいただきたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 みさき公園の問題につきましては午前中、それから午後もご質問いただいたところでございますが、これについては、当然、相手のあることでございます。

南海も交渉相手につきましては秘密保持契約を結んでおりますので、その内容を逐次議会に報告するというのは、案件としてはなじまないのかなと思います。

我々としては、あくまで南海のほうから、結果の状況の報告を受けているということでございますので、その結果を各議員の先生方にご説明をさせていただいたというところでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど説明をされたと思います。

例えば、町の公園運営に対する基本的な条件というのが午前中からもいろいろ議論はされてきております。

また、公園用地は町が所有し、使用料を課する、徴収するということなどの条件が適切なのかなどあったと思うのですけれども、こういった事柄、道工議員の朝からの質問でも明らかになりましたけれども、特に土地使用料は年間8,000万円を提示していたというのが今日明らかになったわけです。

また、駐車場についても、私はびっくりするような条件を出しているなというのも思いました。本当に天地がひっくり返るほどの驚きと、町は本当にまちづくりとか企業誘致をどう考えているのかなと私は疑問に思っております。

今日、この話を聞いて、町の土地所有の主張と事業者の土地所有の主張の意識と理由や根拠のレベルが違うなと私は思いました。

私はどちらが正当性があるのかといえば、やはり後継事業者のほうに事由があるのではないかなと感じています。これでは今、手を挙げていただいている事業者はおろか、岬町で意欲を持って遊園地経営をするような企業が今後あらわれるのか、私はあらわれないのと違うのかなと思うのです。とても疑問に思います。

岬町行政として、今の形態の遊園地としてのみさき公園の存続を望んでいるのでしょうか。それとも、遊園地に固執しない自然公園としてみさき公園の存続を望んでいるのでしょうか、お答えをお願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ご答弁させていただきます。

南海電鉄がみさき公園事業から撤退を相談された際には、町は現在の公園の存続を第一と考え、運営事業者を探すこと、そして公園を存続させるために公園用地を譲渡することを南海電鉄に要望を行ったものでございます。

町としても、現在の公園の存続が第一と考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 それは遊園地事業としての公園なのか、それとも、それ以外の自然公園も含めた存続を願っているのか、もう一度答弁いただけますか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 繰り返しの答弁になりますが、私どもが南海からの撤退の相談を受けたときには、現在の公園の存続というのを第一と考えて後継事業者を探すことを求めたところでございますので、我々としても現在の公園形態の存続が一番と考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 わかりました。

結果、実際に今の形態の遊園地経営を引き継ぐ意思のある後継事業者があらわれたわけですね。その事業者は、さらなる活性化策と強い事業意欲を持って事業継続の安定を確保するために公園用地の自社所有を条件としてきたとあります。

一方で、岬町行政としては、公園用地の町有化を条件としたため、公園用地の所有権を巡って折り合いがつかずに、後継事業者の確保ができずに閉園となったとなっておりますね。

岬町が土地所有にこだわる理由は、先ほど来からほかの議員からも質問がありましたし、都市公園として管理するためという答弁もなされたと思いますが、岬町として公園用地を後継事業者に譲ったとして、遊園地経営中に、仮に営業が破綻、経営が破綻した後に公園一帯を乱開発される恐れがリスクとして考えているということですが、ここで都市公園法と都市計画公園の規定について伺いたいと思います。

現在、南海電鉄が公園用地を所有していますが、用地は都市公園と都市計画公園に位置づけられているため、岬町がその用地を無償で借り受けて南海電鉄に公園を開設運営させているという形になっていて、南海電鉄とは用地の借地契約を結んでいるということで間違いはないですね。

それが3月31日をもって閉園となった後、南海電鉄が公園事業の撤退により、岬町と南海電鉄の間で交わされていた借地契約が解消されると思います。

借地契約が解消されれば、都市公園法の都市公園の規制は解除されますが、都市計画法の都市計画公園の規定が生きたままではないのかなと思うので、仮に後継事業者が南海電鉄にかわって用地取得をされても、都市計画公園の規定があるために公園事業以外の開発は避けられるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。お願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

法的な規制という点では、みさき公園は今現在、都市計画法と都市公園法の二つの法の規制がかかってございます。

都市公園法の規制につきましては、土地が町のものでなければ土地所有者と借地契約を結びまして、借地公園として開設することとなりますが、この借地契約が締結できなければ、都市公園法の公園は存続できないこととなります。

一方、都市計画法の規制につきましては、土地所有の状況に関係なく、土地利用に規制はかかってまいりますが、土地所有者に対して公園の開設義務はございませんので、土地所有者の意向により、その土地への立ち入りを禁止することが可能になるということでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 さきの全員協議会では、都市計画公園を改めるのはとても大変なのだと聞いておったところでして、そこが今日はセーフティネットになるのではないかなと私は思ったのですけれども、そうではないということによかったですね。

さきの全員協議会での説明で、南海電鉄と後継事業者の2者間で交渉が行われて、その情報が南海電鉄から岬町行政へと報告されて、そこで決断が必要な案件については、逆に岬町から南海電鉄を通じて後継事業者へ回答を伝達されていたことが行政から話されてわかりました。

いわば、南海電鉄は間を取り持つ伝達係の役目を担っていたことが見えてきたわけですが、結局、岬町と後継事業者との顔を合わせて直接話をする事なく、岬町が用地の所有を主張し続けてきたために交渉が終わったことを今日は知りました。

それを受けて、私は全員協議会の中でですけども、町が公園用地を取得したところで行政として今まで以上の活性化策があるのかと聞いたところ、それに対して、今のところ案はないということだったので、それなら、活性化策を提示している後継事業者と交渉のテーブルにすらつかない

い岬町の態度や事態を理解できないと私は申し上げたところ、そのときの回答に町長は、現在は南海が町の委託を受けて行っている中で、町が割り込んで交渉を行うことはできない。岬町には交渉権はなく、土地も南海が所有しており、岬町は都市公園の認可を行っているだけだと。全て公園の事業については我々はそこに差し出がましいことはできないと答弁をされております。

しかし、間に挟まれている南海電鉄としては、後継事業者に経営のバトンを渡すことが多分、第一義であり希望であるのではないかなと思いますし、そのために用地所有のすれ違いについて岬町と後継事業者の二者、または南海電鉄も含めて三者で話をすり合わせて妥協点を見出したいと南海電鉄も思っていたはずなのではないかな、私は思うのですね。

南海電鉄から、三者で協議することの打診や求めは今までなかったのでしょうか。普通なら、あつてしかりではないかと考えるのですが、いかがでしょうか、お答えください。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

南海との交渉の経過ということでございますが、みさき公園につきましては町が開設する都市公園ではございますが、公園用地、施設については南海電鉄が所有しておりますので、現場を有する南海電鉄が運営を希望する事業者とまずは条件等の協議をいただき、方向性が定まれば町が公園設置者として必要な協議をすることになってくると考えております。

南海電鉄は町の要望に応じまして、公園事業者を探す努力をいただき、関心を持つ事業者とは基本的な条件面で協議をまず行ってもらったところでございます。

南海電鉄からは、公園運営の安定を理由として、相手方が用地の譲渡を求めているという話がありまして、町のほうは長期的な運営を約束する条件を南海電鉄に提示したところでございます。

南海電鉄からは、できれば三者で協議をと求められたところでございますが、相手方からは土地所有の条件が必要ということで協議が行えなかったところでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 それは、南海から要望いただけたということを知りましたが、そこに岬町として答えなかったのか、その辺は少し補足でお聞かせください。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 繰り返しとなりますけれども、相手方は土地所有の条件を必要ということで、我々から提示した条件に対しての協議には応じていただけなかったということでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 岬町はそのテーブルに着こうとしていた、着こうとする条件としては、でも土地は譲れないよということを伝えたということですか。

もう一度、お答えください。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 相手方からは、公園運営の安定を理由に用地の譲渡を条件とする希望が出されたと。

その土地所有を理由とするのは公園運営の安定ということでございますので、町のほうは、公園運営の安定を保障する長期的な運営の約束をする条件を南海のほうに提示して、相手と協議をしてほしいというお願いはしております。

それに対して南海は、できたら三者で協議をしませんかということで相手方のほうに南海のほう町の条件をお示ししましたが、相手方からはあくまでも土地所有が条件ということで、それ以外のことで協議はもう難しいということで協議に応じていただけてないという状況です。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 そこで、何と言うのですか、お互いがもう少し柔軟に、フラットに話のできる場が設定できなかったのかなと私はすごく思うのですね。

南海電鉄から、せっかく、そうやって手を差し伸べていただいた。向こうにも言っていたと思うのですけれども、そこに積極的に参加できなかったのかなと。そこが疑問でならないところであります。

本当にこの問題は大きくて、何とかしたい、しなければ本当に今後のまちづくりを思う気持ちがあれば、何とかしてこの話し合いに参加するための努力をしていくのが普通だったのではないかなと思いますけれども。そこを、わざわざ向こうから手を差し伸べていただいたということだけでも、だめだったということがわかりました。

でも、これ大きな問題で、伝言ゲームと違って、直接、面と向かって会話する、話をするということは、話の行く末が大きく変わることが大いにあるわけですね。

そんなことは理解されていると思います。腹を割って話をすることで、思ってもみなかったよい結果が得られることもよくある。その可能性をみずから断ったというか、できなかったというか、その辺は微妙なところですが、私はすごく納得のできないところかなと思います。町長は、岬町には交渉権がないと言っていました。しかし、都市公園の認可をしている関係であることが一つ、そして、南海電鉄や後継事業者に対してさまざまな条件を課しているということ。そして、そのことが原因で交渉が難航している。だから、南海電鉄からも交渉のテーブルに着くよう要請があったという内容から、交渉のテーブルに着くだけの十分な理由と根拠があるのではないかなと私は思うのです。せっかく南海から、テーブルに着きませんかと言われてきたと、そこで町長が判断されて断

る形になったのかどうか、お願いします。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えします。

先ほど、冒頭に部長が申し上げたとおり、今日のみさき公園については秘密をお互いに守るという守秘義務があって、なかなか中身については細かく言えない部分があるかと思いますが、この三者協議については、私のほうに相手方と交渉をしたかどうかという内部から話があり、南海から直接私にはございません。

だから、内部からあって、その中で岬町には交渉権がないから、万が一、岬町が交渉権を持った場合、南海さんが、じゃあ、もう岬町さん任せますよとなった場合に、全面的に岬町が受けなければならぬ。それは重たい荷物を負うことになるから、それは交渉権のない岬町はその中に入らないほうがいいということを私は内部で申し上げました。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 確かに重たい荷物になるかもしれないですけども、その、仮にテーブルに着いたときに、多分、伝言ゲームではなくて、直接その会話をすることでお互いの本当に思いだったりとか、考えていることだったりとかというのがわかったのではないかなと思うのです。

そこで、その条件交渉だったり、折り合いというのが少し進展したのではないかなと私は考えて仕方がないのです。

先ほど来からも言われたように、本当に、私は言っていますが、大きな問題であり、こっこの条件としては土地は譲れないと言っていますが、やはり面と向かってきちんと話しすることで、どこかの折り合い点があったのではないかなと私は思っております。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えします。

端的にものを考えれば、今、松尾議員のおっしゃるようなことになるかと思いますが、この問題については、やはり都市公園法という、都市計画法も同じなのですが、その中に南海に対して委託をしている、その委託をしている中で我々岬町は借地公園として、いわば町の土地ではなくて、南海の土地を借りて公園の認可をいただいているのが現状であります。

委託先である南海が撤退すると、その中で、じゃあ、責任を持って後継事業者を探してくださいよということでお願いして、それで南海もそれをOKされた。

最後までそれは南海が交渉をもって、どうしてもできないということでお断りに来られたというのが最近のこの状況ですけども、先ほど総務部長が申し上げたように、南海から三者協議しませんかという話があったということを先ほど説明しましたが、相手側はあくまで土地が条件なのです。土地を自己所有するために、それが条件だからということで三者協議には応じてもらえなかったということをまずもう一度念押しをして理解をしていただきたいと、このように思います。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 町長の言っていることは、私は理解しましたし、わかるのですが、両方が両方とも土地所有に固執しているわけですね。

お互いが同じ条件で固執しているのを一旦フラットにして交渉の場に臨んだらどうだったのかというのを私は思うわけです。

でも、過ぎたことですから、まだ時間は残っています。少し違う角度で話を変えたいと思います。

閉園となってしまった後のことをお聞きしたいと思うのですが、このまま行けば3月31日をもって閉園となります。

そして、報告にあったように、岬町が公園用地を取得する予定であるということですね。けれど、岬町としては公園用地を使った現在のみさき公園並みのにぎわいや活性化策がないことはおろか、現在のプランで、今後プランは考えていくということですが、活性化策を考えながらも再び遊園地経営をしていただける事業者を探すための営業活動を岬町行政としてするつもりはあるでしょうか。

あるとした場合、どのように、どんなふうに関業事業者を探していくつもりでしょうか、お答え願います。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

閉園後でございますけれども、このまま閉園となった場合でございますけれども、公園用地を含めまして、公園施設が町のものとなれば、町として主体的に活動していく必要があると認識しております。

閉園となった場合につきましては、これからの検討となってまいりますけれども、活性化策について検討していくこととなってまいりますけれども、ただ、その活性化策が遊園地かどうかというのはこれからの議論になってくるかと思っております。

2点目のどのような営業ということでございますけれども、行政の事務といたしましては、公平性の確保というのが必要となってまいりますので、事業者を探す場合には、今後の公園事業の計画にあわせた公募というのが基本的な形になると考えています。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 一旦、今の形態の公園を閉園して、中を整備して、要るものは残す、要らないものは廃棄する、動物も31日までに何とかするというのを私は認識しております。

そんな中で、新たに遊園地、先ほど、西部長がおっしゃいましたけど、遊園地経営するかどうかを検討していくということですが、多くの方が、やっぱりこの問題、みさき公園、今の形態のみさき公園プラス何か新たなサービスを追加したような新たなみさき公園像を皆さんが望

んでいるように私は思いますし、そういう声を聞いているのですね。

また、その後、閉園後、岬町はそういうように考えて営業活動なりやっていくということですが、遊園地経営してきた南海だから持てる横のつながりというのがもちろんあって、それならばと手を挙げていただいた事業者が今回その事業者ではないかなと思うのですが、そのつながりもなし、ノウハウもない岬町が後継事業者を探すとなった場合、ほぼ無理なような、私は気がしてならないです。

また、話を続けます。ハード面についての維持管理についてお聞きします。

自然公園とした場合、広大なみさき公園を維持し、管理していくには膨大な費用と労力がかかることは容易に理解できると思います。

まして、現在は少なくとも公園用地の固定資産税が町に入っているということをお聞きしましたが、土地と建物を町有化した場合、固定資産税を見込めることはありません。

その場合、町の一般財源で賄わないといけないのか、公園を維持管理していくための有用な国や大阪府からの補助があるのかお聞かせください。お願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 公園運営のための国、府の補助制度ということでございますけども、公園運営のための国、府の補助金というか支援措置というのはございません。

ただ、都市公園につきましては、地方交付税の基準財政需要額に公園費の項目がございまして、面積に応じて需要額が算出されることになってございます。

みさき公園につきましては、都市公園として約1, 200万円需要額として計算されておりました、交付税措置が行われることになっております。

また、税金の減収分につきましては、減収の4分の3について交付税として算入され、交付税措置がされるという制度になってございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 わかりました。どちらにせよ、管理については莫大な費用が今後計算されるかなと思います。

話は変わります。

町長はさきの全員協議会で、閉園後、南海電鉄撤退後の公園施設の整備に関しまして、担当と一緒にこれは残す、これは残さないというような施設を視察してまいりますので、その辺で今後どのような形に公園を残していくのかということも検討する中に、今の視察の中で検討していきたいと、こう答弁をされております。

が、残さない施設は誰が撤去するのか、また、費用は誰が持つのか。

また、必要な施設は有償なのか無償なのか、町の費用負担は発生しないかどうかをお聞きした



いと思います。お願いします。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えします。

施設の撤去については、南海さんのほうで撤去していただくということになっております。

そして、特に耐震化を必要とする建物については除却をお願いしたいと、このように申し上げております。

ただ、南海のほうとして一つだけ、ほかにも問題はありますかと思いますが、猿の今、住んでいる場所についてはいろいろ傾斜面であることから、あそこは岬町と協議をさせていただきたいというようなことはありますので、費用負担がないのかということについては多少費用負担はかかってくるだろうと思っております。

私は、何度も言うようですけども、閉園は一応南海は撤退するとはっきりと明言して文書もいただいておりますから、一応、閉園するということを南海は文書でいただいておりますから、これは決定したものと、私はそう理解しています。

その中で、中の施設等を南海に整理をしていただきたいと。本来は原状回復していただきたいというのが私の気持ちなのですが、そうでなくても、今後、次に公園を存続する場合、どうしても必要となるものがある場合、例えば電気室とか、水道とか、そういう施設とか、そういったものを含めて、今後、南海と現地で協議をしながら、そして解決策を見出していきたい。

先ほど、議員のほうでいろいろA社の方の話をされますけども、A社は私どもと最初のうちは南海を通じてスムーズに来てたと私は思うのです。

土地も内々の話で、総務部長が言いにくいから私からあえて言いますが、私が見る資料の中では、無償貸し付けしてもいいよというところまでの話もしているかのように思えます。私はそれを了解したとかしないとかは別として、そういう議論もし、ありとあらゆる議論をしていると思います。

その中で、最終的にぽんと出てきたのが土地の無償譲渡でなければ全てだめだということが来たのがなぜかということが、私はただただ疑問にちょっと思っているだけであって、それなら、我々としては今後、南海さんから無償譲渡を受けた場合、町民の貴重な財産を簡単にお受けするわけにいかないというのが私のそのときの気持ちでありました。

ですから、公園閉園、つまり撤退後は、先ほど部長も言っていましたけども、公園にするかどうかは別として、私は全国に公募して手を挙げていただく業者が、議員はないということですけども、私は手を挙げてもらう業者はあるのではないかなと、私はそう思っておりますので。

例えば、せんだっても南海の社長とも話しましたが、現在、あそこで事業をなさっている方がみんなですっかりとスクラムを組んでやるから、責任持ってやるから我々にという話があれば、

また相談には乗りましょうと、こう言ったのですけども、南海側のほうが、それは難しいでしょうなという話だったので、その話はそれで終わってきたのですけども。

私が一番心配するのは、やはり、そこで働いている方、そして、その事業をやっておられる方、このことを真剣に考えているからこそ、今こうやって借地公園を何とか町有地にしてきちんとした公園としてやっていきたい、そう考えている次第であります。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 町長、先ほど言われたことを、後でまた私も意見をさせていただきたいと思うので、次に進みたいと思います。

先ほどもありました施設の無償化、有償化、また費用が発生するのかどうかというのが多少、町の費用負担が発生するのではないかという見込みであるというのが明らかにされました。

町長は南海電鉄の社長と、後継事業者が見つからなかった場合は南海電鉄から町へ公園用地の無償譲渡の合意ができていると、全員協議会ではお聞きをしました。

しかし、今日は、そこがちょっと認識が違っていたのかなと思うのですけれども。お願いします。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えします。

ご指摘のとおり、全員協議会では合意という言葉を使ったかわかりませんが、それはあくまで社長と私の会話の中の合意というようにとっていただきたいという、合意文書を交わしたとか、そうじゃなしに、お互いに、突然おいでになって、全く社長が困ってはって、遊園地事業から撤退をしなければならないような苦況に陥られて、お互いに共存共栄できた岬町と南海ですから、私もじっくり話を聞いた中で、それだったら、万が一後継者が見つからないということになった場合について、土地の無償譲渡をお願いしたいということを申し上げたことは事実であります。

そのときの社長の思いというのが、そこが少し私とニュアンスが違うのですけども、社長の思いは、無償譲渡でするとしても、何とか公園をそのまま継続してやっていただきたいという思いがあったようです。

私はみさき公園の名前を残してほしいという、直接そういう言葉で言われたので、みさき公園の名前は何とか残していきたいという思いが、その辺が少し、社長と私のニュアンスのずれがあったかな。

しかし、社長との無償譲渡の話は、全くこれは間違っておりません。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 町長の話、この前全協で聞いたこと、そして、今日聞いたことの訂正を受けて理解はしたいと思うのです。

でも、この施設と用地の、特に用地ですね、用地の譲渡というところが、私のところにもいろんな情報が入っていきまして、南海さんは譲渡は合意しているけども、無償とは言ってないということも入っております。

そこが開いてしまうと、そもそもの話になってしまうのかなって。

(聴取不可)

○松尾 匡議員 でも、私たちの立場としては、その証拠がない以上は、本当にそもそもの話になれへんかって、すごい思ってしまうところがあるのです。

そこが無償でなくなってしまうと本当に話は違ってきますし、その後の話が大きく変わってくると思うのです。場合によっては、全てが無駄になるようなことも心配されます。

これらの件、公園施設の撤去の合意とか用地の無償譲渡の合意というのが、それを証明できるもの、例えば書面とかを交わしていないということも今日は明らかになりました。

でも、そこを確証づけないとこれからの議論が積み上げられずに、本当に無駄になってしまわないのですかね、と思うのですけど。

そこが確証されて初めて次の議論を積み重ねることができると思うのです。

例えば、よくある、あのとき言ったじゃないか、言わなかったじゃないかというような話にならないのかなと、私は当事者でないからわからないのですけれども。やはり、そのリスクと言いますか、もっと悪く言えば、裁判沙汰になるようなリスクというのが高まらないのかなと、私は考えているのです。

ここではっきり申し上げておきたいと思うのですけれども、この件、先ほどから何度も言っているとおり、岬町にとって大変大きな事案であることから、私は公園用地や施設が有償譲渡になることとか、言った言わないの裁判沙汰になるということは一切私は望んでいませんし、後になって、やはり違って有償になります、お金がこれだけかかるのですわいうのも私はなしかなと思うのです。

そこでお尋ねしたいのですけれども、現在は口約束での取り決めだと今日は認識できましたけれども、今からでもこのことについて、少なくとも南海電鉄と交渉すべきだと私は考えるのですけれども。

例えば、3月31日までに後継事業者が確保できなかった場合、こういうようにしましょうよというような書面というのは交わすことはしないのか、できないのか。そのあたりをお聞きしたいなと思います。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 この点につきましては、相手のあることですからなかなか言いにくいところはございます、はっきり言いまして。

ただ、先ほどからも言うておりますように、合意の文書というのは交わしたものではありませんけども、双方協議を踏まえる中でそれぞれの方針を確認して作業を進めているものでございますので、それについては南海電鉄も町もお互いにその方針に基づいて協議を進めているところでございます。

当然、みさき公園を閉園するという事になれば、その取り扱いも含めまして、それらを取りまとめた合意文書を当然、整備する必要があるとございますので、その中に今、松尾議員がおっしゃられるような内容等も含めて全て盛り込んで文書を交わすというのが最終の段階となってくるかと思えます。

現在は、あくまでもいろいろな協議の状況でございますので、あくまでも双方の協議の確認の中で作業を進めているということをご理解いただきたいと思えます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今の状況としては、本当に町長と部長級の一部の幹部と合わせて少数でそのやりとりをされていると、南海電鉄とやりとりされている中での、本当に信頼関係ができた中での話だと思うのです。

でも、そこは本当に何があるのかどうかというのは、私たちは本当にわからないところですし、そうやってほしくないなということは先ほど列挙させてもらったところではあります。

現時点で、公園用地や施設の無償譲渡を確証づけるものがないということ、そして、

(聴取不可)

○松尾 匡議員 あるのですか、ありますか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 先ほどから言うているように、非常にこれはデリケートな問題で交渉事でございますので、我々がそれを公にすることで相手との交渉に非常に影響を及ぼす問題であるということをご理解、まずいただきたいと思えます。

その上で、先ほどからも言わせていただいておりますように、双方協議をして、その協議方針というのを定めさせていただいております。

その協議方針に基づいて協議を進めさせていただいているということで、それらを踏まえた上での協議ということをご理解いただきたいと思えます。

その辺も含めて、全て協議の方針の中で確認をして進めているということをご理解いただきたいと思えます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 それはわかります。わかるのですが、まだちょっと納得というか、何て言うのか、すんなりいかないところがあるのです。

一旦話を変えて、別の角度から質問したいと思います。

私はさきの全員協議会で、行政からこの問題の報告を受けた後に、現在、みさき公園の乗り物の遊具の運営をされている会社の会長と話をすることができまして、みさき公園の現状やそこで働いている方々の思いや願い、今後についてなどをお会いして聞くことができました。

そして、みさき公園存続に向けての要望書を私は受け取りました。

その要望書には、さきの全員協議会で岬町行政からは話されなかった、現在、手を挙げられている後継事業者の詳細も書かれておりました。

私の見るところによりますと実績もあり、そして、現在もあるテーマパークを順調に事業展開されている、伸びているということでもあります。

また、その親会社は東証一部上場企業であるということも表示してありました。

そして、その会社の祖父が阪南市尾崎におられた関係で、社長本人が子どものころ、みさき公園に遊びに行ったことがあり、地理的にも理解があるとのことで、後継事業者として手を挙げられた理由の一つが垣間見えるエピソードも添えられておりました。

資料を見る限り、後継事業者として私は申し分のない事業者だと思ったわけです。

また、現在、みさき公園にはそれぞれの契約会社のもとで100人を超える従業員の方々が働いておられるようすけれども、今回の閉園の決定に関しては誰一人として望んではいなく、今でも全員が遊園地としての、みさき公園の存続を希望しているとのことをお聞きしております。

このような思いを聞かされて、岬町行政としての決断が、このような従業員の方々の未来にも大変影響を及ぼしていること、責任の重さを私は感じました。

そこでお聞きします。

みさき公園内で運営されているさまざまな契約会社の方々や、その従業員の皆さんとお話をされたことはありますか。

また、町民や町外の多くの方々とこの問題について話されて、意見を聞いたことはありますか。お願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 園内事業者の方につきましては、町長のほうに要望等の活動されたことがございます。また、町外等の方につきましては、メールとか電話とかをいただいたところもございます。

また、町内の幼稚園、保育所のPTAの保護者会の方の要望活動を受けたということもございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 その内容はいかがなものでしたでしょうか。多くはいかがでしたでしょうか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 いずれのご要望につきましても、みさき公園を存続してほしいという強い要望であったかと認識しております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 町長は7月末という期限を設定し、早期決着させることがみさき公園内の契約会社と従業員の方々のためのフォローだと言っておられましたけれども、私は、そういった要望書だったり、そういった町へのメールだったり、要望書だったりというのを聞くと、違うのではないかなと私は思うのです。

その方々が長年積み重ねてこられた実績やノウハウ、何より、みさき公園に対する思いなどを酌み、その方向でのよい着地点を見つける努力をすべきかなと思うのですけれども。

そして、それが今の決断によってなしになってしまうことは、理解されていると思いますけれども、その方々全員の意思と反した決断であるということの理解もされての判断なのではないかな、と思うのです。

今回は出来事は私のところにもいろんな方々からさまざまな意見をくださっております。その全員が、やはりみさき公園の存続を望む声です。

仕事や雇用、税収や交流人口の件だけでなく、岬町の道の駅初め、そのほか町内の施設や商店の利用客数や売り上げにも必ず影響が出てくる今回の決断だと思うのです。

それだけでなく、取得する公園用地の維持管理に莫大な税金がかかる。そして、仮に公園用地を活用した活性化策を始めるにしても、それなりの持ち出し、税金が発生するなど、いろいろあると思うのですね。

町政とは誰のための政治なのかという、町民の方からの意見ももらいました。

我々、子育て世代は、今後、少なくとも今まで生きてきた年月と同等の年月を今後も岬町で過ごすわけです。岬町のランドマーク、シンボルの火を消すだけでなく、負の遺産を増やすということが、今、まさに若者世代を手招いている中で、果たして正しい決断なのでしょうか。

今や全国の地方自治体は企業誘致のため規制を緩和し、優遇施策を講じて、少しでも有利に我がまちへということ競争が激化している時代であり、状況を見る限り、今回はそれに逆行しているように思えて私は仕方ありません。

南海電鉄と長年付き合いのある、先ほど申し上げた乗り物、遊具を運営されている会社の会長は、町がフラットに話し合いのテーブルに応じる姿勢があるのならば、南海電鉄と後継事業者を交えての交渉再開を準備する意向があるという旨の話を南海電鉄から聞いているそうです。

なので、こちらの態度次第なのではないのかなと思うところがあるのですね。

最後に質問します。

今までの議論をまとめてみますと、今、二つの方法があると思うのですね。

一つは、閉園準備を進めながら町が無償か有償かも、先ほどは無償でもう確定しているのだと言っておられましたけれども、私から見るとまだ定まってないなど、このような答えになってしまうのですが、そういうのを進めて、町有地となってから、今後、岬町が公園用地をどうするか考えていくということが一つの選択肢です。

これについては、仕事も雇用も交流人口も税金収入も激減するもので、そこに公園用地の維持管理に大きな税金が毎年必要になるということと、公園用地や建物を有償で取得するとすれば、そこにまた大きな町税が必要になること。

また、その後の活性化策を進めていくための、また、これ膨大な費用がかかるという、何一つプラスのある確定要素のない選択肢がこれ一つ目だと思うのです。

その対案として、みさき公園の遊園地事業をそのまま引き継ぎ経営していただき、さらに事業安定のための投資をしていくと、活性化策を提示されていることに希望を託すことですね。

これについては、後継事業者の過去の遊園地再生実績もしっかりあることから、今までのようにみさき公園を運営されて、さらに新たなサービスなどが期待され、恐らく仕事や雇用が守られて、交流人口も税金収入も増える期待が高まり、民間の力を借りた、より一層のみさき公園、ひいては町の価値向上や認知向上に期待を持てる要素の高い選択肢が二つ目だと思うのですね。現在、この二つの選択肢がある中で、町民、ひいては全国のみさき公園を愛する人々にこの説明をして選んでもらうとしたらどっちの選択肢が妥当であるか。一つ目を選ぶ人なんかいるとは思わないのですよね、私は。聞くまでもない、値しない内容だと思うのですけれども。

最後に聞きたいです。町長、これでもまだ決断は変わらないでしょうか。

あのときにこうしておけばよかったとか、あのときやっていたら変わっていたのになとならないためにも、今、まさにそのターニングポイントだと私は思うのです。いかがですか。

○奥野 学議長 松尾議員、もう時間が過ぎていきますけども、一言でまとめていただいて。

○田代町長 私は何度も言っているようですが、契約に基づいて対応していくというのが私の責務だと、私は思っています。

ですから、今おっしゃった問題は、南海が責任を持って解決する問題であって、町はそれを受けて今後の対応を考えていくというのが私の考え方でありますので、今、二つ提案されたけれども、どちらもないと私は思っています。

○奥野 学議長 松尾 匡君の質問が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、明日9月4日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。ご苦労さまでございました。

(午後 4時47分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和元年9月3日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 坂 原 正 勝

議 員 反 保 多 喜 男